

カンボジア、ラオス、ベトナム国境 「開発の三角地帯」に対する日本政府の支援事業： 2008～2014 年度（I）

白石昌也[†]

Japanese ODA Projects for the “Development Triangle” in the Border Provinces of Cambodia, Laos and Vietnam: 2008～2014 (I)

Masaya Shiraishi

In the paper of this Journal no.19, the author has discussed on the joint efforts by Cambodia, Laos and Vietnam (CLV) for poverty reduction and socio-economic development in the border provinces between the three countries. The first master plan for the CLV “Development Triangle”(CLV-DT) was drawn in 2004, and the revised master plan was issued in 2010.

In the papers of the same Journal no.20 and no.21, the author has surveyed the Japanese government's commitments to support the CLV-DT, which were expressed in the summit and ministerial meetings between Japan and CLV (2004～2007) and between Japan and the Mekong sub-regional countries (2008～2012) respectively.

In no.22, he has analyzed in more detail the Japanese ODA projects toward the CLV-DT during the fiscal years from 2005 to 2007. In no.23, he has also discussed the projects financed by Japan through the Japan-ASEAN Integration Fund (JAIF).

Following them, the author in this issue and the next issue analyzes the projects financed directly by the Japanese government in the form of yen loans, technical assistance and grants (including grant assistance for grass-roots human security projects) during the fiscal years from 2008 to 2014.

はじめに

筆者は前稿 A 「カンボジア、ラオス、ベトナム『開発の三角地帯』構想の成立経緯と概観」¹において、カンボジア、ラオス、ベトナム (CLV) が共同事業として展開する 3 か国国境地帯の開発構想について概観した。

次いで、前稿 B 「カンボジア、ラオス、ベトナム国境三角地帯の開発構想に対する日本政府の支援：2004～2007 年」²、及び前稿 C 「カンボジア、ラオス、ベトナム国境三角地帯の開発構想に対する日本政府の支援：2008～2012 年」³において、CLV 「開発の三角地帯」構想に対する日本政府のコミット

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授

¹ 以下、前稿 A と略称。白石昌也「カンボジア、ラオス、ベトナム『開発の三角地帯』構想の成立経緯と概観」『アジア太平洋討究』第 19 号 (2013 年)。

² 以下、前稿 B と略称。白石昌也「カンボジア、ラオス、ベトナム国境地帯の開発構想に対する日本政府の支援：2004～2007 年」『アジア太平洋討究』第 20 号 (2013 年)。

³ 以下、前稿 C と略称。白石昌也「カンボジア、ラオス、ベトナム国境地帯の開発構想に対する日本政府の支援：2008～2012 年」『アジア太平洋討究』第 21 号 (2013 年)。

メントを、それぞれ「日本・CLV」対話、そして「日本・メコン」協力の枠組みにおける（首脳級ならびに閣僚級の）文書、言説を中心に跡づけた。

また、前稿 D「カンボジア、ラオス、ベトナム国境『開発の三角地帯』に対する日本政府の支援事業：2005～2007 年度」⁴においては、2005～2007 年度、すなわち「日本・CLV」対話の時期における日本政府の対「三角地帯」支援の実施状況を、具体的な案件を取り上げながら考察した。

前稿 E「カンボジア、ラオス、ベトナム国境『開発の三角地帯』に対する日本政府の支援事業：日本 ASEAN 統合基金 (JAIF) を通じての支援 (2008～2013)」⁵においては、「日本・メコン」協力が始動した 2008 年度以降の日本政府による対「三角地帯」支援のうち、日本 ASEAN 統合基金 (JAIF) を通じての支援案件について取り上げた。

以上の諸論稿に続いて、本紀要の本号ならびに次号では、「日本・メコン」協力が開始された 2008 年度から 2014 年度に至るまでの期間に、日本政府が「三角地帯」に対して二国間援助のスキームを通じて供与したプロジェクトについて、可能な限り具体的に検討する。

本号の第 1 節では、日本・メコン首脳会議もしくは外相会議で採択、もしくは提示された諸文書から、「開発の三角地帯」に係る諸事項を抜き出して整理し通観する。ただし、記述の一部は、すでに前稿 B～E で取り上げたことの繰り返しである。

第 2 節では、「開発の三角地帯」を対象として JICA が実施したセクター調査について述べる。

次いで、「開発の三角地帯」に属する地域を対象として日本政府が 2014 年度までに実施した二国間援助のうち、第 3 節ではベトナム領域、第 4 節ではカンボジア領域に対する支援事業について検討する。その際に、原則として 2008 年度以降の支援案件を取り上げるが、時としてそれ以前の時期に実施、もしくは決定された案件についても言及することがある。

次号に掲載予定の第 5 節では、ラオス領域に対する支援事業について検討し、「おわりに」では、筆者が本紀要に寄稿した前稿 A～E で提示した論点を踏まえつつ、本稿（本号と次号に連載）で検討した諸事例から導き出される、いくつかの所見を述べる。

なお、第 1 級の地方行政単位の呼び方について、日本語では通常、カンボジアの場合は「州」、ラオスの場合は「県」、ベトナムの場合は「省」を用いている。本稿でも、その呼称に従う。「開発の三角地帯」に属する各国の第 1 級地方行政単位は、以下のとおりである。

カンボジア： ストゥントレン州

ラタナキリ州

モンドルキリ州

クラチェ州（*）

ラオス： サラワン県

セコン県

アタプー県

チャムパサック県（*）

⁴ 以下、前稿 D と略称。白石昌也「カンボジア、ラオス、ベトナム国境『開発の三角地帯』に対する日本政府の支援事業：2005～2007 年度」『アジア太平洋討究』第 23 号（2013 年）。

⁵ 以下、前稿 E と略称。白石昌也「カンボジア、ラオス、ベトナム国境『開発の三角地帯』に対する日本政府の支援事業：日本 ASEAN 統合基金 (JAIF) を通じての支援 (2008～2013)」『アジア太平洋討究』第 24 号（2014 年）。

ベトナム： コントゥム省
 ザーライ省
 ダクラク省
 ダクノン省
 ビンフオック省（*）

以上のうち（*）を付した第1級行政単位は、2010年3月のCLV3か国閣僚級会合において、新たに「開発の三角地帯」の対象地域に編入された。したがって、厳密に言えば、2009会計年度以前に当該地方を対象として供与が決定された日本政府の支援事業については、「三角地帯」に係る案件ではなかったということになる。しかし、本稿においては、そのような案件についても（とりわけ事業の実施や完了が2010年度以降にずれ込んだ場合）、極力取り上げることとしたい。

なお、地名や人名（とりわけ前者）のカタカナ表記については、原則として、依拠した資料における記述をそのまま用いる（とりわけ原文からの引用やその内容を筆者が要約した箇所）。したがって、本稿全体を通じて、固有名詞の表記には一貫性が欠けている。

1. 日本・メコン首脳会議、閣僚会議における諸文書

1.1 行動計画 63（2009年11月）

2009年11月6～7日に東京で開催された初の日本・メコン首脳会合では、「日本・メコン行動計画63」が採択された。その「1.ハード及びソフト面のインフラ整備」の中の第2項は、次のように述べている（アンダーラインは引用者による、以下同じ）。

1.2 日本は、カンボジア、ラオス及びベトナム（CLV諸国）の国境地帯にある開発の三角地帯におけるプロジェクトを支援するとのコミットメントを再確認する。メコン地域諸国は、日本が2008年1月の第1回日メコン外相会議において表明した2000万米ドルの支援における22のプロジェクトについて、効率的で迅速な実施を約束する⁶。

以上の「22のプロジェクト」は、前稿Eに言及したとおり、日本・ASEAN統合基金（JAIF）を通じての支援事業である⁷。

それ以外で、「開発の三角地帯」に明示的もしくは実質的に関わりを持つ可能性のあるものは、次の項目である。

1.10 日本は、メコン地域の開発における主要拠点（産業及び物流のハブ）である地区の開発のため、専門家を派遣し、セミナーを開催する。日本は、メコン地域内の開発を促進するため、ハード・インフラの開発と整備に向けたフィージビリティ・スタディを実施する⁸。

さらに、「5.脆弱性の克服」に列挙される次のような諸項目もまた、「開発の三角地帯」に対して、

⁶ 引用は以下に拠る。外務省「日メコン行動計画63（仮訳）」2009年11月7日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi/j_mekong09_63_ka.html）。同文書の正本（英文）は、“Mekong-Japan Action Plan 63”, November 7, 2009（<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/mekong/summit0911/action.html>）。

⁷ 前稿E, 7頁；および外務省「日本アセアン統合基金を通じた日本の支援を使用するカンボジア-ラオス-ベトナム『開発の三角地帯』に関する協力のための覚書（仮訳）」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/0801_clvo.html）；同正本（英文），“Memorandum for Cooperation on the Cambodia-Lao PDR-Viet Nam Development Triangle Using the Assistance by Japan through the Japan-ASEAN Integration Fund”（<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/mekong/meet0801-2.html>）。

⁸ 注6。

明示的に関わるか、もしくは関わりを持つ可能性がある。

- 5.1 日本は、メコン地域諸国がミレニアム開発目標を達成できるよう引き続き支援する。
- 5.2 日本は、貧困地域における病院建設のための支援やメコン地域における保健システムを強化する医学的知見の普及を引き続き行う。
- 5.3 日本は、ラオスの南部三州、ベトナム北部の山岳地帯、サイクロン「ナルギス」の影響を受けたミャンマーのエーヤワディ川デルタ地域などの貧困地域における学校建設を引き続き支援する。
- 5.6 日本は、CLV 諸国及びその国境地帯における地雷除去への支援を強化するプロジェクトをはじめ、地雷やクラスター爆弾を含む不発弾処理活動を引き続き積極的に支援する。
- 5.7 日本は、NGO と協力し、2009 年のケツアーナ台風により甚大な被害を受けた、開発の三角地帯のラオス側における不発弾処理を支援する。
- 5.8 日本は、景気減速により影響を受けやすい人々に対する支援を、以下の分野において実施する。
 - (1) 国境地帯における貧困層への支援（ライフラインの確保、教育水準の向上、職業訓練の実施等）
 - (2) 国境を越えた懸念事項への対処（急速に拡大する感染症対策の能力強化等）
 - (3) 自然災害の影響を受けやすい地域への支援（台風・サイクロンや豪雨により影響を受けた生活環境の回復・向上の支援、自然災害に対する対応能力の向上等）
- 5.9 日本は、専門家の派遣等を通じ、メコン地域における農業や農村コミュニティの発展、食料安全保障の向上、食品の品質・安全性の向上を引き続き支援する。
- 5.14 日本は、農村地域における青少年の能力向上プロジェクトや小規模の村における生活改善のための橋の建設などを通じ NGO との連携を強化する⁹。

1.2 「行動計画 63」の実施成果マップ

以上の 2009 年「行動計画 63」に盛り込まれた日本政府による支援の約束は、どのように実施されたのであろうか？ それを知る手がかりとして、日本・メコン関連の各次会合に際して日本政府が提出した「行動計画 63」の実施成果マップを参照する。

まず、2010 年 10 月の第 2 回日本・メコン首脳会議の際に添付された実施成果マップでは、「項目 [1.2] に関わる案件について、次のように記述している。

＊ 2012 年 3 月までに、JAIF を通じた CLV 開発の三角地帯支援全ての案件について拠出を完了 [する予定] [1.2]¹⁰

⁹ 同上。

¹⁰ 外務省「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—」2010 年 10 月現在 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi02/pdfs/jm_fu_jp.pdf)。なお、同資料には本文に言及した案件以外で、次のような事業にも言及しているが、ともに「開発の三角地帯」に属するカンボジア東北各州を対象とするものではないと判断される。メコン森林保護地域の越境生物多様性保全計画（カンボジア、タイ）（2010 年 10 月、計 1.74 億円）[4.1 (2)] は、カンボジアとタイの国境地帯を対象とするものである（国際熱帯木材機関「日本政府がタイ・カンボジア越境地帯の保全プロジェクトに資金供与」2010 年 10 月 28 日、http://www.itto.int/ja/news_releases/id=2462）。同様に、カンボジアにおける地雷除去活動強化計画（無償、2009 年 11 月 25 日、供与限度額：10.98 億円）[5.6] も、「バットンバン州など」を中心とするものである（Japan International Cooperation System「カンボジア紛争予防・平和構築無償：地雷除去活動強化計画が始動」http://www.jics.or.jp/jigyou/musho/conflict/cambodia_201002.html）。

また、項目 [5.7] には、次の記述がある。

*ラオス・アタプー県における JMAS [特定非営利活動法人・日本地雷処理を支援する会] の活動に対する JAIF を通じた支援 (2009 年 11 月供与決定) [5.7]¹¹

以上の 2 項目は、JAIF を通じての支援案件であり、これについてはすでに前稿 E で言及した¹²。その他の項目で「開発の三角地帯」に明示的に関連する案件は、以下の 1 件である。

*ラオスにおけるチャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画 (無償, 10.18 億円, 6 月 15 日) (無償, 2010 年 6 月 15 日 E/N 署名, 供与限度額: 10.18 億円) [5.3]¹³

また、次の項目には、「開発の三角地帯」を対象とする案件が含まれている可能性がある。

*ハード・インフラの開発と整備に向けたフィージビリティ・スタディの実施 (2009 年度はベトナム 8 件, タイ 1 件) [1.10]¹⁴

次いで、2011 年 7 月の第 4 回日本・メコン外相会議の開催時点での実施成果マップでは、[1.2] に関わる案件として、次の 3 事項に言及されている。

* JAIF を通じた CLV 開発の三角地帯支援全ての案件について 80~90 パーセントの拠出が完了 (2011 年 7 月現在) [1.2]

*カンボジア、ラオス、ベトナム国 CLV 開発の三角地帯セクター調査 [1.2]

*ラオス・アタプー県セカマン橋建設案件 (2011 年 3 月終了) [1.2]¹⁵

以上のうち第 1 と第 3 の事項は、JAIF を通じた支援案件であって、すでに前稿 E で取り上げた¹⁶。第 2 の事項については、本稿 (本号 106~108 頁以下) に後述する。

また、[5.7] に記載された次の項目も JAIF を通じた案件であって、すでに前稿 E で取り上げた¹⁷。

*ラオス・アタプー県における JMAS の活動に対する JAIF を通じた支援 (10 年 3 月終了) [5.7]¹⁸
それ以外の項目で、「開発の三角地帯」に明示的に、関連する案件は、次の 2 項目である。

*官民連携によるラオス南部サラワン県での不発弾 (UXO) 処理を実施 [5.9]

*ラオス: サラワン県及びセコン県における不発弾 (UXO) 処理活動支援計画 (第 3 次) (草の根無償, 2011 年 5 月) [5.9]¹⁹

また、次の 2 項目については、「開発の三角地帯」を対象とする案件が含まれている可能性がある。

*ハード・インフラの開発と整備に向けたフィージビリティ・スタディの実施 (2010 年度, ベトナム 5 件, ラオス 1 件) [1.10]

¹¹ 外務省「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—」2010 年 10 月現在 (前注参照)。

¹² 前稿 E, 7, 25 頁。

¹³ 外務省「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—」2010 年 10 月現在 (注 10 参照)。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 外務省「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—」2011 年 7 月現在 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/pdfs/jm_fu_jp_1107.pdf)。それ以外に、カンボジア: 第六次地雷撤去活動機構整備計画 (無償, 2011 年 3 月 E/N, 供与限度額: 12.98 億円) [5.6] がリストアップされているが、これについても、その直接的な対象地域を特定できない (株式会社 アンジェロック「カンボジア国第六次地雷除去活動機構整備計画準備調査報告書 (簡易製本版)」JICA, 2011 年 3 月, <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12030813.pdf>)。

¹⁶ 前稿 E, 7, 16~18 頁。

¹⁷ 前稿 E, 25~28 頁。

¹⁸ 外務省「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—」2011 年 7 月現在 (注 15 参照)。

¹⁹ 同上。

*メコン各国に対して、草の根・人間の安全保障無償を供与（2010年11月以降、計75件）[5.1]²⁰
次いで、**2011年11月の第3回日本・メコン首脳会合の際に提出された実施成果マップ**では、
[1.2]に関わる2案件に言及されている。

*JAIFを通じたCLV開発の三角地帯支援全ての案件について提出が完了 [1.2]

*ラオス・アタプー県セカマン橋建設案件（2012年8月完工予定）[1.2]²¹

また、[5.7]でも、以下の案件に再度言及されている。

*ラオス・アタプー県におけるJMASの活動に対するJAIFを通じた支援（10年3月終了）
[5.7]²²

以上の3項目はJIAFを通じた支援案件であり、すでに前稿Eで言及した²³。

それ以外で「三角地帯」に明示的に関連する案件は、以下の2件である。

*官民連携によるラオス南部サラワン県での不発弾（UXO）処理を実施 [5.9]

*ラオス：サラワン県及びセコン県における不発弾（UXO）処理活動支援計画（第3次）（草の
根無償、2011年5月）[5.9]²⁴

また、次の3項目については、「開発の三角地帯」を対象とする案件が含まれている可能性がある。

*ハード・インフラの開発と整備に向けた実行可能性調査の実施（2011年度、ベトナム3件、
タイ1件、カンボジア1件）[1.10]

*メコン各国に対して、草の根・人間の安全保障無償を供与（2010年11月以降、計91件）[5.1]

*メコン各国に対して、日本NGO連携無償を供与（2010年11月以降、計28件）[5.14]²⁵

なお、2012年4月21日に東京で開催された第4回日本・メコン首脳会議で採択された文書『**日メコン行動計画63**』**2010-2012の主要な達成**』は、「陸の連結性」としてGMS東西回廊に沿うラオス国道9号線の整備、南部回廊に沿うカンボジア国道1号線の整備やネアックルン橋梁の新設、「空の連結性」としてビエンチャン国際空港の拡張、ハノイ国際空港ターミナルの新設、「海の連結性」としてベトナム南部のカイメップ・チーバイ国際港の開発、そして「官民協力促進」としてベトナム北部ラックフェン国際港の開発など、主要案件に関して言及するのみである。他方で、「開発の三角地帯」に係る案件については、具体的なプロジェクト名を上げていない²⁶。

1.3 東京戦略2012（2012年4月）

2012年4月21日に東京で開催された第4回日本・メコン首脳会議で採択された「日メコン協力の

²⁰ 同上。

²¹ 外務省「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—2010年10月から2011年11月までの進捗」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi03/pdfs/fu_1111_jp.pdf）。それ以外に、カンボジア：第六次地雷撤去活動機構整備計画（無償、2011年3月E/N、供与限度額：12.98億円）[5.6]に再度言及されているが、これに関しては注15を参照。

²² 外務省「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—2010年10月から2011年11月までの進捗」（前注参照）。

²³ 前稿E、7、16～18、25～28頁。

²⁴ 日本外務省「日メコン首脳会議フォローアップ—我が国の取組—2010年10月から2011年11月までの進捗」（注21参照）。

²⁵ 同上。

²⁶ 外務省『日メコン行動計画63』2010-2012の主要な達成」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi04/joint_statement_jp2.html#actionPlan）；“(Annex) Major Achievement of ‘Mekong Japan Action Plan 63’ 2010-2012”（http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/mekong/summit04/joint_statement_en.html）。

ための東京戦略 2012」は、I「メコン地域の包括的でバランスの取れた持続可能な発展に向けた日メコン協力」A「日メコン協力の新たな柱の策定」(1)「共有されたメコン地域アーキテクチャの将来のビジョン」における「第2の柱 共に発展する」で、以下のように述べる。

メコン地域において開発格差が残っていることを認識し、カンボジア、ラオス及びベトナムの国境地域に位置する『開発の三角地帯』といった発展の遅れた地域の底上げによるメコン地域における格差の是正は、継続されるべきである²⁷。

また、(2)「2015年に向けたメコン地域のアーキテクチャのための我々のビジョンに向けた道筋」の「第2の柱 共に発展する」においては、次のように記す。

○ CLMV 開発及び CLV 開発の三角地帯への支援を強化するための行動及び措置²⁸

次いで、2「新しい柱の着実な実現のための一般的措置」では、冒頭で以下のように記している。

我々は、上記の日メコン協力の新しい柱に基づく行動と措置の着実な実施を確保することを決意し、それらの行動及び措置を実現するに当たり、様々な官民セクターの政策ツールを効果的に動員すべきであることを再確認した。

この文脈において、日本は、特に、経済活動を結果的に促進する基礎的インフラやベーシック・ヒューマン・ニーズ確保のための行動及び措置等、特に社会基盤の構築において日本の ODA が果たす重要な役割を強調した。

そのため、日本は、メコン地域に対し、日本の専門的知識の移転が行われるという期待と共に、今後3年間で約6,000億円の ODA による支援を行う。この観点から、メコン地域諸国の首脳は、日本からの ODA を効率的かつ効果的に活用するという自らのコミットメントを再確認した。

メコン地域のインフラに関し、各国首脳は、日本のメコン地域におけるフラッグシップ・プロジェクトのリストの提案を歓迎した。我々は、ODA 及び OOF の活用や民間セクター、ADB 等の国際機関からの資金の動員により、これらのプロジェクトを実施することの重要性を共有した²⁹。

以上の引用では「メコン地域におけるフラッグシップ・プロジェクトのリスト」としか表現されていないが、同首脳会議の開催に関する日本外務省の概容説明によれば、「日本より、メコン地域諸国の発展に貢献する、事業総額約2兆3千億円と見積られる主要インフラ案件（57案件）のリストを提示したとあり³⁰、同じく日本外務省がまとめた「日メコン協力のための東京戦略 2012（骨子）」にも、2「新しい協力の柱を着実に実施していくための措置」の冒頭で、「各国首脳は、メコン地域における主要インフラ案件リスト（57件）の提案を歓迎」と記している³¹。

日本政府が提示したとされる「リスト」そのものは、管見の限り、未公開のようであるが、ただし、

²⁷ 引用に際しては、外務省「日メコン協力のための東京戦略 2012（仮訳）」2012年4月21日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi04/joint_statement_jp2.html）に依拠した。同文書の正本（英文）は、“Tokyo Strategy 2012 for Mekong-Japan Cooperation”, April 21, 2012（http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/mekong/summit04/joint_statement_en.html）。

²⁸ 同上。

²⁹ 同上。

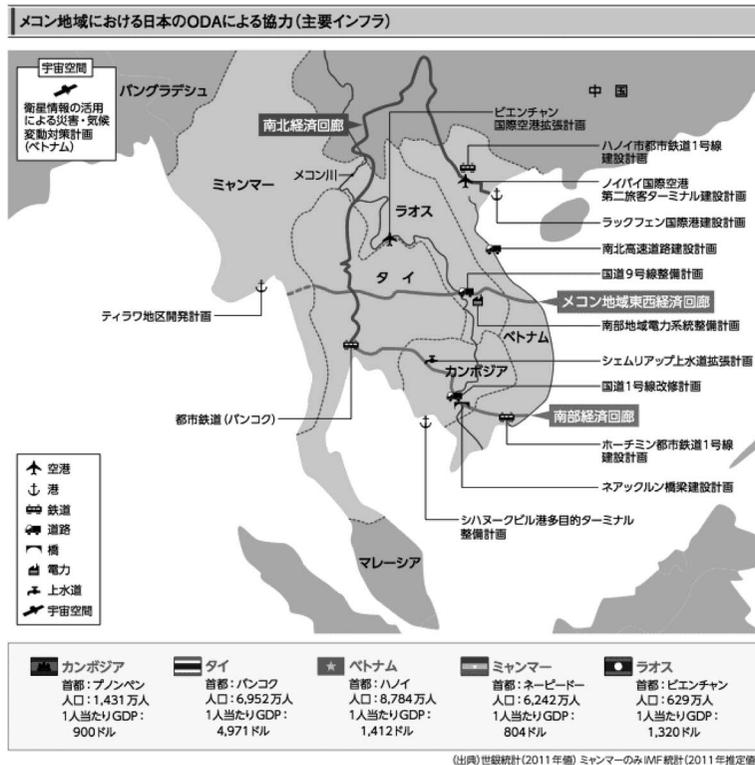
³⁰ 外務省「第4回日本・メコン地域諸国首脳会議（評価と概要）」2012年4月21日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi04/gaiyo.html）。

³¹ 外務省「日メコン協力のための東京戦略 2012（骨子）」2012年4月21日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/s_kaigi04/joint_statement_jp1.html）。

外務省『ODA 白書』（2012 年度版）には、次のような記述と、関連地図（図表 1 参照）が掲載されている。

2012 年 4 月に東京で開催された第 4 回日メコン首脳会議では、2015 年までの日メコン協力の新たなビジョンを示す「東京戦略 2012」を採択しました。この中で「メコン連結性を強化する」（域内の連結性支援）、「共に発展する」（投資・貿易の促進）、「人間の安全保障・環境の持続性を確保する」（災害対策、母子保健等への支援）という新たな協力の柱が示されています。また、日本は、この実現に向けた具体的手段として、ODA について、2013 年度以降 3 年間で、約 6,000 億円の支援を実施することを表明したほか、ラオスにおける国道 9 号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画や南部地域電力系統整備事業計画、カンボジアにおけるネアックルン橋梁（きょうりょう）建設事業（メコン地域南北経済回廊）やミャンマーにおけるティラワ経済特別開発事業を含む事業総額約 2 兆 3,000 億円と見積られる主要インフラ案件（57 案件）のリストを各国に対して提示しました。さらに 2012 年 7 月にカンボジア・プノンペンで開催された第 5 回日メコン外相会議では、「東京戦略 2012 の実現のための日メコン行動計画」を採択しています。また、官民が協力してインフラの建設や運営を行うことが増えてきたことも踏まえ、ODA においても、日本企業からの提案に基づき、円借款等の事業実施を前提とした案件を進めることとし

図表 1. 第 4 回日本・メコン首脳会議に提出された日本政府による主要インフラ案件



出所：外務省『ODA 白書』2012 年度版，本編第 I 部第 2 章第 4 節「豊かな潜在力を持つメコン・インド・アフリカ」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/12_hakusho/honbun/b1/s2_4.html)。

ています。具体的には、ベトナムのラックフェン国際港建設計画の実施、海外投融資を活用したロンアン省環境配慮型工業団地関連事業の実施やロンティン新国際空港建設事業などについての案件形成に向けた調査が行われています³²。

同『ODA 白書』に付された関連地図に記載されているのは 14 件のみであって、「57 案件」の全てではない。それら 14 件は、おしなべて「東京戦略 2012」の本文で言及されており、そのうち「開発の三角地帯」を対象とする案件は、ラオス「南部地域電力系統整備計画」の 1 案件のみである。

1.4 東京戦略 2012 行動計画（2012 年 7 月）

前項の首脳会議で合意された「東京戦略 2012」を承けて、2012 年 7 月 10 日にプノンペンで開催された第 5 回日本・メコン外相会議では、『東京戦略 2012』の実現のための日メコン行動計画が採択された。外務省の関連文書では同計画の略称を「日メコン行動計画」と記すが、本稿では便宜的に「東京戦略 2012 行動計画」と呼ぶことにする。

同計画の 1「第 1 の柱 メコン連結性を強化する」の 1.1「経済回廊に関し、物理的、制度的及び人的連結性強化に関する案件を実施するための行動及び措置」に、「日本及びベトナムは、引き続き、以下の案件の開発可能性に関する議論を行う」との項目があり、その対象 3 案件のうちのひとつは、以下のとおりである。

⇒国道 19 号線及び国道 1A 号線との間の 17 キロの連結道路の改修³³

当該案件は直接的にはビンディン省を対象とするものであるが、「開発の三角地帯」の発展に裨益し得る事業である。ただし、この案件について現時点（2015 年 8 月現在）では、日本政府による支援事業として具体化されていない。詳細は本稿に後述する（本号 111 頁参照）。

さらに、文書の 2「第 2 の柱 共に発展する」の 2.2「産業発展の強化のための措置」には、次の項目が見える。ラオスの「南部地域」とは、「開発の三角地帯」のラオス領域と重なる。

- ・日本及びラオスは、電力の供給の向上のため、「南部地域電力整備事業」について、事業を着実に実施する³⁴。

さらに、次の項目は支援対象として「開発の三角地帯」を包含する可能性が高い。

- ・日本は、ラオスを始めとして地雷・不発弾除去のための支援や能力向上支援を実施する³⁵。

第 2 の柱の 2.7「CLMV 開発及び CLV 開発の三角地帯への支援を強化するための行動及び措置」には、次の 2 項目が記されている。

- ・日本及びメコン地域諸国は、ASEAN 統合基金（JAIF）を用いた CLV 開発の三角地帯のための案件の実施を引き続き加速化する。
- ・カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムは、CLMV 経済大臣会合にて採択された

³² 外務省『ODA 白書』2012 年度版、本編第 I 部第 2 章第 4 節「豊かな潜在力を持つメコン・インド・アフリカ」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/12_hakusho/honbun/b1/s2_4.html）。

³³ 引用に際しては、外務省による仮訳『東京戦略 2012』の実現のための日メコン行動計画「2012 年 7 月 10 日」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong/pdfs/jm05_ap2.pdf）に依拠した。同文書の正本（英文）は、「Final version Mekong-Japan Action Plan for realization of the 'Tokyo Strategy 2012'», July 10, 2012（http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/mekong/fm1207/pdfs/jm05_ap3.pdf）。

³⁴ 同上。

³⁵ 同上。

CLMV 行動計画を実施する³⁶。

以上のうちの第1の案件はJAIFを通じての支援であり、前稿Eで検討を加えた³⁷。

さらに、文書の3「第3の柱 人間の安全保障及び環境の持続可能性を維持する」の3.3「様々な開発パートナーと協力し、メコン地域諸国横断的な目標を2015年までに達成するための行動及び措置」では、次のように述べる。

- ・日本及びメコン地域諸国は、①8万人新生児を含む約14万2千人の乳幼児の命を救う、②約1万2千人の妊産婦の命を救う、③エイズによる死亡者約2万名を削減する、④結核による死亡者約1万6千人の削減する、⑤マラリアによる死亡者約5万5千人を削減する、というメコン地域諸国横断的な人間の安全保障の目的達成に寄与するため、他の開発パートナーと共に、母子保健及び感染症に関するための具体的な行動をとる。
- ・日本は、「感染症研究国際ネットワーク推進プログラム」の実施により、新興・再興感染症分野における研究の促進を通じた若手研究者の育成を行い、当該感染症の脅威の克服に貢献する。
- ・日本は、アジア太平洋電気通信共同体（APT）と連携して、ラオスにおいて「ルーラルエリアにおけるICTを利用した医療情報プロジェクト」を実施する³⁸。

次いで、3.4「メコン地域におけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジに資するための行動及び措置」では、次のように述べる。

- ・日本は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを目指した保健システム強化のための研修等の実施を検討する。
- ・日本は、貧困地域における病院または診療所建設のための支援を行う。
- ・ベトナムは、薬剤、保健、疾病手当の分野での案件の発展の可能性を検討する³⁹。

以上の3.3と3.4に取り上げられた医療・保健分野に関する諸事項についても、「開発の三角地帯」を対象とする事案を含む可能性がある。

同文書には、その他にも具体的な案件名や特定の地名に言及しない項目が多々あり、その中には、例えば「主要な鉱物埋蔵地に関連するインフラ改善」(2.2)や「カンボジアにおける灌漑排水施設改修事業」(3.2)のように、支援対象が「開発の三角地帯」に及ぶ可能性のある事項が散見される。同様のことは、次に取り上げる「改訂版・東京戦略2012行動計画」にも当てはまる。

1.5 改訂版・東京戦略2012行動計画（2013年12月）

2013年12月14日東京で、日本・ASEAN特別首脳会議に接続する形で、第5回日本・メコン首脳会議が開催され、『東京戦略2012』の中間評価」と「改訂版『東京戦略2012』の実現のための日メコン行動計画」が採択された。

第1の文書「『東京戦略2012』の中間評価」は、前年4月の首脳会議で採択された「東京戦略2012」の進捗状況を概観したものであるが、1「総論」の中で次のように述べている。

³⁶ 同上。

³⁷ 前稿E, 32-33頁。

³⁸ 外務省「『東京戦略2012』の実現のための日メコン行動計画」2012年7月10日（注33参照）。

³⁹ 同上。

- ・昨年4月の第4回日本・メコン地域諸国首脳会議の際に、日本が提示した「主要インフラ案件リスト」について、日本はその改訂版を提示し、メコン各国首脳はこれを歓迎した⁴⁰。

すなわち、前年4月の首脳会議の際に日本から提示された「主要案件」（57案件）リストの改訂版が改めて提示されたわけであるが、管見の限り、同資料を検索できない。

また、2「日メコン協力」の(2)「共に発展する」では、「開発の三角地帯への支援」に言及するものの、具体的な案件には特に触れていない。

ウ CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）開発及び CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）開発の三角地帯への支援を強化するための行動及び措置

- 日本は、CLMV 開発及び CLV 開発の三角地帯への支援を引き続き行う旨表明し、メコン各国首脳はこれを歓迎した⁴¹。

第2の文書「改訂版『東京戦略2012』の実現のための日メコン行動計画」は、前年7月の第5回日本・メコン外相会議で採択された「東京戦略2012行動計画」の改訂版である。本稿では同文書を、「改訂版・東京戦略2012行動計画」と呼ぶことにする。すでに、同文書については前稿Eで取り上げたが、敢えて本稿でも繰り返す。

同文書の1「第1の柱 メコン連結性を強化する」の1.1「経済回廊に関し、物理的、制度的及び人的連結性強化に関する案件を実施するための行動及び措置」においては、次の小項目が見える。セコンは「開発の三角地帯」に属する県である。

- ・日本は、ラオスの「国道16B号線セコン橋建設計画」について、事業を着実に実施する⁴²。

同じく1.1の小項目「・日本及びベトナムは、引き続き、以下の案件の実施可能性に関する議論を行う」にリストアップされている3案件のうちのひとつは、2012年7月採択の「東京戦略2012行動計画」に記載されたものと同じである。

- 国道19号線及び国道1A号線との間の17キロの連結道路の改修⁴³

次いで、同文書の2「第2の柱 共に発展する」の2.2「産業発展の強化のための措置」には、次の項目が見える。

- ・日本及びラオスは、電力の供給の向上のため、「南部地域電力系統整備事業」について、事業を着実に実施する。
- ・日本及びラオスは、電力の供給の向上のため、「小水力発電計画」について、事業を着実に実施する。
- ・日本は、ラオスにおける「セカタム水力発電事業」について実施中の調査を、引き続き着実に進める。
- ・日本は、ラオス、カンボジアの地雷・不発弾除去のための支援や能力向上支援を実施する⁴⁴。

⁴⁰ 外務省「第5回日本・メコン地域諸国首脳会議『東京戦略2012』の中間評価」2013年12月14日 (http://www.mofa.go.jp/s_sa/seal/page3e_000145.html) ; "Mid-term review of 'Tokyo Strategy 2012 for Mekong-Japan Cooperation'", December 14, 2013 (http://www.mofa.go.jp/s_sa/seal/page3e_000145.html).

⁴¹ 同上。

⁴² 引用に際しては、外務省「改訂版『東京戦略2012』の実現のための日メコン行動計画」2014年12月14日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page23_000703.html) に依拠した。同文書の正本（英文）は、"Revised Mekong-Japan Action Plan for realization of the 'Tokyo Strategy 2012'", December 14, 2013" (http://www.mofa.go.jp/s_sa/seal/page3e_000146.html).

⁴³ 同上。

⁴⁴ 同上。

以上のうち、最初の案件は、「東京戦略 2012 行動計画」（2012 年 4 月採択）で「南部地域電力整備事業」と記された案件と同じであろう。3 番目の案件の対象地「セカタム」は、チャムパサック県に所在する。残りの第 2 と第 4 の項目には、具体的な地名が記されていないが、「開発の三角地帯」を包含する可能性がある。

さらに、2.7「CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）開発及び CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）開発の三角地帯への支援を強化するための行動及び措置」の項目には、前稿 E においても取り上げたように⁴⁵、次の 6 事項が列挙されている。

- ・日本及びメコン地域諸国は、ASEAN 統合基金（JAIF）を用いた CLV 開発の三角地帯のための案件の実施を引き続き加速化する。
- ・日本とカンボジアは、2013 年 3 月に交換公文に署名した「ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画」を着実に実施する。
- ・日本とラオスは、2013 年 3 月に交換公文に署名した「南部地域保健サービスネットワーク強化計画（チャンパサック県、セコン県、サラワン県及びアッタプー県）」を着実に実施する。
- ・日本及びタイは、ASEAN 統合基金（JAIF）を用いたタイ・カンボジア国境地域の地雷処理を促進する。
- ・日本及びベトナムは、ベトナム・カンボジア間及びベトナム・ラオス間の国境市場のネットワーク構築に対する日本の支援の可能性について検討を行う。
- ・カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムは、CLMV 経済大臣会合にて採択された CLMV 行動計画を実施する⁴⁶。

以上のうち、第 2 と第 3 の事項が明示的に「開発の三角地帯」に係る支援案件である。第 1 の事項も「開発の三角地帯」に係る事項であるが、JAIF を通じての支援である。第 4 の事項も JAIF を通じての支援であるが、ただし事業の対象地域は「開発の三角地帯」に属さないカンボジア領域である。残りの第 5 と第 6 の事項は、「開発の三角地帯」を包含する可能性がある。なお、第 6 事項は、すでに 2012 年 7 月採択の「東京戦略 2012 行動計画」でも言及されていた。

1.6 第 6 回日本・メコン首脳会議共同声明（2014 年 11 月）、および第 7 回日本・メコン首脳会議で採択の「新東京戦略 2015」（2015 年 7 月）

2014 年 11 月 12 日にミャンマーの首都ネピドーで第 6 回日本・メコン首脳会議が開催された。その際に採択された「共同声明」は I 『『東京戦略 2012』の下での日メコン協力』の冒頭で、次のように述べる。

- 1 メコン地域諸国の首脳は、「東京戦略 2012」の三本柱である「連結性の強化」、「共に発展する」、「人間の安全保障及び環境の持続可能性確保」に従い、日本が 5000 億円以上に上る日メコン協力の実施に向けた継続的な支援を行っていることを歓迎した。この点に関して、メコン地域諸国の首脳は、日本による CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）開発及び CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）開発の三角地帯への継続的な支援を評価した⁴⁷。

⁴⁵ 前稿 E, 32 頁。

⁴⁶ 外務省「改訂版『東京戦略 2012』の実現のための日メコン行動計画」（注 42 参照）。

⁴⁷ 外務省「第 6 回日本・メコン地域諸国首脳会議共同声明（仮訳）」2014 年 11 月 12 日、ミャンマー・ネーピードー（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000059406.pdf>）。英語の正文は、"Joint Statement of the Sixth Mekong-Japan Summit", 12 November 2014, Nay Pyi Taw, Myanmar（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000059391.pdf>）。

共同声明は 18 項目からなる比較的短い文書であって、「開発の三角地帯」に係る具体的な案件に関する記載はない。

次いで、2015 年 7 月 4 日に東京で開催された第 7 回日本・メコン首脳会議では、「日・メコン協力のための**新東京戦略 2015**」が採択された。同文書は、過去 3 年毎の首脳会議で採択された「行動計画 63」（2009 年 11 月）、「東京戦略 2012」（2012 年 4 月）を継承する中期計画であるが、従来に比べて記述が簡略化されている。全体の構成は、Ⅰ「総論」、Ⅱ「日メコン協力の四本柱」、Ⅲ「国際情勢」、Ⅳ「今後の予定」の 4 部から成る。

そのうち核心的な部分に当たるⅡは、次の 4 本の柱から成る。1. 「ハード面での取組：メコン地域における産業基盤インフラの整備とハード面での連結性の強化」（前文と 2 項目）、2. 「ソフト面での取組：産業人材育成とソフト連結性の強化」（前文と 2 項目）、3. 「グリーン・メコの実現に向けた持続可能な開発」（前文と 4 項目）、4. 「多様なプレーヤーとの連携」（前文と 3 項目）。

「開発の三角地帯」に係る記述は、第 4 の柱の中の 4.1 「メコン地域諸国自身の取組との連携」の項目に見える。

双方は、カンボジア・ラオス・ベトナムベトナムの開発の三角地帯（CLV DTA）、カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム（CLMV）間の協力、及びエーヤワディ・チャオプヤー・メコン経済協力戦略（ACMECS）等のメコン地域諸国自身による地域の発展に向けた取組を評価し、これらの枠組みと日メコン協力との連携の重要性を改めて確認した。この文脈で、双方は、地雷・不発弾対策（UXO）、障害者支援、災害時の救急医療等の分野で、日本がこれまでメコン地域に行ってきた協力を踏まえて、南南協力や三角協力が進展していることを歓迎した⁴⁸。

同文書は簡略な概説的記述に留まり、具体的な案件名に関する言及はない。次項に見るように、より詳細な行動計画が採択されたのは、2015 年 8 月に実施された第 8 回日本・メコン外相会議においてであった。

1.7 新東京戦略 2015 行動計画（2015 年 8 月）

2015 年 8 月 7 日、クアラルンプールで開催された第 8 回日本・メコン外相会議において、「『新東京戦略 2015』の実現のための日メコン行動計画」が採択された⁴⁹。同文書を本稿では「新東京戦略 2015 行動計画」と呼ぶことにする。

同文書の 1 「ハード面での取組み：メコン地域における産業基盤インフラの整備とハード面の連結性強化」の 1.1 「産業基盤インフラの整備」の項目では、ラオスでの電力関連事業 3 件をリストアップしている。うち 2 件が「開発の三角地帯」に属する南部での案件である。

日本及びラオスは、

- ・南部地域電力系統整備事業 [次の 1 件省略]
- ・セカタム水力発電事業協力準備調査（PPP インフラ事業）

⁴⁸ 外務省「日・メコン協力のための新東京戦略（MJC2015）（仮訳）」2015 年 7 月 4 日（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000088537.pdf>）。英語正文は、“New Tokyo Strategy 2015 for Mekong-Japan Cooperation（MJC2015）”，July 4, 2015（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000088538.pdf>）。

⁴⁹ 外務省「第 8 回日・メコン外相会議」2015 年 8 月 6 日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page3_001317.html）。

について着実に実施していく⁵⁰。

前者については2012年4月の首脳会議に提出された主要インフラ案件リスト、さらに「東京戦略2012行動計画」と「改訂版・東京戦略2012行動計画」で、また後者については「改訂版・東京戦略2012行動計画」で、すでに取り上げられていた案件である。

次いで、1.2「ハード連結性の強化（陸・海・空の連結性）」の項目では、ラオスでの交通インフラ3案件について言及するが、うち1件が「開発の三角地帯」に位置する事業である。ただし、同案件については、すでに「改訂版・東京戦略2012行動計画」で言及されていた。

日本及びラオスは、[最初の1件省略]

- ・国道16B号線セコン橋建設計画 [次の1件省略]

について着実に実施していく⁵¹。

同じく1.2の項目には、カンボジアに関して、次のような記述が見える。対象とされる諸州のうち、ストゥントレンとクラチェが「開発の三角地帯」に属する。

カンボジアは、

- ・メコン流域州におけるインフラ改善計画（ストゥントレン、クラチェ、コンボンチャム、トゥポークモム、プレイベーン、スヴァイリエン、カンダール州）

について提案し、日本はこれらに留意し、検討する⁵²。

さらに、同じ項目でラオスにおける5事業がリストアップされている。それらの事業サイトは、本稿（次号掲載分）に後述するように、おしなべて「開発の三角地帯」に位置している。

ラオスは、

- ・国道14A号の舗装道路建設（ラオス-カンボジア国境（スクマ郡-ムラパック郡）の区間、131 km）
- ・パクセーに向かうバイパス道の建設（国道13号タット村-トングドム村間国道16号交差点の区間、30.5 km）
- ・国道1J号の建設（ラオス・アタプー県-カンボジア・ラタナキリ県の区間、91 km）
- ・8橋建設（新カルム郡に至る道路沿い）
- ・パクタパーン国境検問所の建設

について提案し、日本はこれらに留意し、検討する⁵³。

次に、2「ソフト面での取組み：産業人材育成とソフト連結性の強化」の2.1「産業構造の高度化及び人材育成」における（2）「産業人材を始めとする人材の育成」の小項目では、ラオスについて4事業をリストアップしている。そのうちのひとつが「開発の三角地帯」に属する南部各県を対象としたものである。

日本及びラオスは、[最初の2件省略]

⁵⁰ 外務省「『新東京戦略2015』の実現のための日メコン行動計画（仮訳）」、2015年8月5日（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000093622.pdf>）。英語正文は、“Mekong-Japan Action Plan for realization of the New Tokyo Strategy 2015”, August 5, 2015（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000093571.pdf>）。

⁵¹ 同上。

⁵² 同上。

⁵³ 同上。

- ・南部地域前期中等教育環境改善計画 [次の1件省略]

について着実に実施していく⁵⁴。

同じ小項目でカンボジアについて10件をリストアップしているが、うち1件は「開発の三角地帯」に属する東北地域に係る可能性がある。

カンボジアは、[9件省略]

- ・地方における再生可能エネルギー統合による分権的エネルギーシステムの開発に関する研修について提案し、日本はこれらに留意し、検討する⁵⁵。

次の(3)「保健・医療分野の協力」の小項目では、ラオスについて4案件をリストアップするが、うち1件が「開発の三角地帯」に属する南部での事業である。

日本及びラオスは、

- ・南部保健地域サービスネットワーク強化計画 [以下3件省略]

について着実に実施していく⁵⁶。

2.2「ソフト連結性の強化」の(2)「経済連携の促進」の小項目では、次の記述が見える。

カンボジア、ラオス及びベトナムは、

- ・ベトナム・ラオス間及びベトナム・カンボジア間の国境市場開発の加速に関する協力について着実に実施していく⁵⁷。

3「グリーン・メコンの実現に向けた持続可能な開発」の3.3「水資源管理」の項目では、カンボジアについて記した2件のうちのひとつに、「開発の三角地帯」に属するストゥントレンとクラチェの州名が見える。

カンボジアは、

- ・メコン地域諸州(ストゥントレン、クラチェ、コンポンチャム、トゥボンクモム、プレイバーン、スヴァイリエン、カンダール)における水の供給及び衛生整備 [次の1件省略]

について提案し、日本はこれらに留意し、検討する⁵⁸。

4「多様なプレーヤーとの連携」の4.1「メコン地域諸国の枠組との連携」の項目には、次の記述がある。

日本、カンボジア及びラオスは、

- ・第二次地雷除去活動強化計画
- ・第二次地方開発と貧困削減のための不発弾除去の加速化計画

について着実に実施していく⁵⁹。

また、同じ項目には、次のような記述も見える。これによれば、今後「開発の三角地帯」に対して、JAIFを通じて新たな支援案件が形成される可能性がある。

カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムは、

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 同上。

⁵⁶ 同上。

⁵⁷ 同上。

⁵⁸ 同上。

⁵⁹ 同上。

・JAIF を活用した CLMV 行動計画及び事業の実施
について提案し、日本はこれらに留意し、検討する⁶⁰。

以上が「新東京戦略 2015 行動計画」にリストアップされた「開発の三角地帯」に係る、もしくはその可能性のある事項である。それらのうち、「着実に実施していく」と記された事項については、すでに支援案件として合意され、事業を実施中か準備中のものである。それに対して、「[CLV 側が]提案し、日本はこれらに留意し、検討する」と記された事項については、未だ支援案件として合意されておらず、今後検討されるべき事案である。

2. 総合地域開発計画：「開発の三角地帯」を対象とするセクター調査

JICA は 2010 年に、「ベトナムにおける CLV 開発の三角地帯セクター調査」を実施している。ただし、案件名では対象地域を便宜的に「ベトナム」に限定しているが、以下に見るように、実際には「三角地帯」に属するカンボジア、ラオスの州、県をも包含している。

なお、この案件が、2011 年 7 月の第 4 回日本・メコン首脳会合に提出された実施成果マップにリストアップされている「カンボジア、ラオス、ベトナム国 CLV 開発の三角地帯セクター調査 [1.2]」に該当すると思われる（本号 95 頁参照）。

同案件の入札に関する情報は、2009 年 12 月 17 日に公表された。それによれば、業務予定期間は 2010 年 2 月下旬～2010 年 8 月中旬（165 日間）、JICA の担当部局は東南アジア第 2 部である⁶¹。同資料に記載された「業務の目的」が興味深いので、以下に全文を引用する。

メコン地域は、ASEAN 諸国の中でも、経済発展から取り残された地域である。近年では、東西回廊の整備などにより徐々に物流ネットワークが整備されつつあり、経済発展に向けて始動している。しかしながら、その中でも「開発の三角地帯」と呼ばれる特に社会・経済発展の遅れた地域があるのも実態である。

「開発の三角地帯」とは、カンボジア国 (Cambodia)、ラオス国 (Laos)、ベトナム国 (Vietnam) の 3ヶ国の国境の山岳地帯に当たる地域であり、カンボジア国北東部 3 州（ストゥントレン、ラタナキリ、モンドルキリ）、ラオス国南部 3 県（アタプー、サラワン、セコン）、ベトナム国中部高原 4 省（ダクラク、ダクノン、ザーライ、コンツム）の 10 州で構成される地域を指す。この地域の面積は約 11 万 km²、約 400 万人もの人口を有するものの、地理的に孤立したことから、CLV 各国の中でも開発が遅れた貧困地域とされている。そのため、地域内の格差是正や貧困削減などという観点から、今後は CLV 各国のネットワークを強化し、各地域の持つ多様なポテンシャルを活かすことによって、当該地帯の開発を促進することが期待されている。具体的には、当該地帯の生物多様性を持つ自然環境の保全、農林産物の高付加価値化及び地場産業育成強化などを通じた当該地帯の開発が想定されている。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ JICA, “CLV Development Triangle Sector Study in Viet Nam, Funded by Japan International Cooperation Agency—JICA, Location Viet Nam, Status Closed” (<https://www.devex.com/projects/tenders/clv-development-triangle-sector-study-in-viet-nam/56651>)。ほぼ同文のものが次の URL にも掲載されている。“Tender: CLV Development Triangle Sector Study in Viet Nam, Funded by Japan International Cooperation Agency—JICA, Location Viet Nam, Status Closed” (<https://www.devex.com/projects/tenders/clv-development-triangle-sector-study-in-viet-nam/56651>)。

2004年11月に行われた日・CLV首脳会議でも、CLV首脳から「開発の三角地帯」の支援について、我が国への協力要請がなされ、小泉首相（当時）からも当該地域の発展に向けて支援を検討する旨表明されている。

なお、当時は当該地帯で実施されている JICA や旧 JBIC の業務が極めて限定的であったこともあり、各国への支援という二国間協力の枠組みの中での検討にとどまり、この地帯を一つの開発の対象単位として捉えるという、包括的なアプローチをとることはなかった。しかし、近年では東西回廊及び南部回廊並びに地方道路建設などのインフラの整備に加え、日・メコン首脳会議の開催など政治的にも一体感が醸成される [ママ] つつある。

他方、当該地帯において具体的にどのような開発ニーズが存在するかを見極めるためには、まずは当該地帯の現状についての正確な情報の収集と分析が不可欠である。本調査においては、当該地帯を国境を越えた「一つの開発対象単位」として捉え、現状の調査を通じて当該地域が持つ比較優位を明らかにしつつ、その比較優位性の発現を阻害する要因を抽出する。この調査によって得られる情報は、当該地域への中長期的な支援戦略策定に資するものに [ママ] 期待される。なお、前述のとおり、現時点で考え得る支援の方向性としては、自然環境の保全、農林産物の高付加価値化及び地場産業育成強化などがあるが、これまでは必ずしも精緻な調査が行われてきたわけではないことから、中長期的な支援戦略については本調査の過程及び結果で得られる情報に基づき改めて検討する⁶²。

すなわち、日本の ODA 政策における従来の二国間アプローチの限界を率直に認めた上で、複数の国家に跨る地帯を「一つの開発の対象単位」として「中長期的な支援戦略」を策定する新たなアプローチを提起しているのである。

以上の視点は、「業務の範囲及び内容」において、以下のように具体化されている。

(1) 業務対象地域：[CLV 開発の三角地帯]

- ア カンボジア国北東部3州（ストゥントレン、ラタナキリ、モンドルキリ）
- イ ラオス国南部3県（アタプー、サラワン、セコン）
- ウ ベトナム国中部高原4省（ダクラク、ダクノン、ザーライ、コンツム）

(2) 「業務内容」

- ア 対象地域における関連既存資料・データの収集・整理
- イ 対象地域の農村生活環境、農村インフラの整備状況、営農状況についての調査
- ウ 対象地域の電化・給水事情の調査
- エ 対象地域の道路網と生産物の物流調査（村落～主要国道間、主要国道～港間）
- オ 環境社会影響調査
- カ 他ドナー、NGO の活動実績および成果、優良事例の調査
- キ 農業・農村開発ポテンシャル及び開発阻害要因の分析
- ク 第二次・第三次産業の開発ポテンシャル及び開発阻害要因の分析
- ケ 対象地域の少数民族の文化人類学的調査

⁶² 同上。

(3) 主要な分野

- ア 総括
- イ 営農
- ウ 農業・農村インフラ（道路、灌漑、給水、電力）
- エ 水産（内水面）
- オ 畜産
- カ 経済分析
- キ 社会調査⁶³

調査対象分野としては、「業務の目的」でも指摘されていたとおり、第1次産業（農水産、畜産）や農業・農村インフラといった分野に焦点が置かれている。また、地理的な対象範囲としては、2004年時点でLCV3か国が合意していた「開発の三角地帯」に属する地方行政単位に限定されており、2010年3月のCLV関連会合で新たに追加されたカンボジアのクラチェ州、ラオスのチャムパサック県、ベトナムのビンフォック省は含まれていない。

開発調査の「成果品」としては、次の3点が予期されている。

- (1) インセプションレポート（2010年3月上旬）
- (2) プロジェクト事業進捗報告書（2010年5月中旬）
- (3) ファイナルレポート（2010年7月下旬）⁶⁴

JICAの別資料によれば、同案件は「総合地域開発計画」に分類される。契約金額は87,960千円、コンサルタントはアイ・シー・ネットと日本工営、契約期間は2010年3月10月から9月30日であった⁶⁵。

同事業のレポート・報告類は、JICAのウェブサイトで検索する限り、未公開のようである。したがって、その調査成果が外務省やJICA、そして対象国のCLV政府によって、どのように共有され活用されているのかを確認できない。

3. 「開発の三角地帯」に属するベトナム領域に対する日本政府の支援

3.1 電力分野

《ビンフォック省タクモ水力発電所増設計画》（円借款・実施中）

この案件は、ビンフォック省が「開発の三角地帯」の対象地域に編入された2010年以前の2003年度に承認され、当初の計画では2009年末までには事業が終了することになっていた。しかし、後述するように、実際に建設が始まったのは2014年になってからのことである。

ビンフォック省のタクモ（Thac Mo, タックモーと表記されることもある）は、省都のフオックロンから6kmほどの距離にある。ホーチミン市からは北へ約160km、国道13号線から県道741号線を経て車で約4時間程であり、道路状況は良好である。ベー川（Be River）の上流に位置する⁶⁶。

⁶³ 同上。

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ JICA「事業部別契約状況」2009年度（http://www.jica.go.jp/announce/result/pdf/ind_res21_05.pdf）。

⁶⁶ 東電設計株式会社、九州電力株式会社「タクモ水力発電所増設計画に係るF/S調査報告書要約」（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/summaries/y2002_14.pdf）；J-Power（電源開発株式会社），“THAC MO Viet Nam”（http://www.jpowers.co.jp/english/international/consultation/detail/hydro/vietnam_thacmo.pdf）。

同案件の「F/S 調査報告書要約」によれば、同地にはすでに 1995 年に稼働した発電所（最大出力 150 MW）が存在している。本事業では、それとは別個に新たな発電所（75 MW）を建設する。事業実施サイトまでの道路事情は良く、また既存ダムの余水を利用するので、支援対象は発電所、取水口、スイッチヤードの新設などに限定される⁶⁷。

JICA による「事業事前評価表」は、同事業の意義を、次のように説明している（要約）。——ベトナム南部地域では今後 2010 年までに毎年 13.8%の割合で電力需要が増加、特に本事業の対象地域である南部東北地域および中部高原地域の一部では、毎年 16.0%の割合で需要が増加すると見込まれている。需給が逼迫している当該地域において、既設のタクモ水力発電所に 75 MW の水力発電所を増設することにより、電力供給を改善し、経済活動の活性化、および住民の生活環境の改善に寄与する。

総事業費は 70.26 億円、うち円借款対象額は 59.72 億円（一般アンタイド）、事業実施者はベトナム電力公社（EVN）、貸付契約調印日は 2004 年 3 月 31 日、その時点での事業スケジュールは 2004 年 4 月から 2009 年 12 月までとなっていた⁶⁸。

しかしながら、外務省の担当部署が 2014 年 4 月付で作成した資料は、「事業遅延に関する経緯・現状」の小項目で、「調達手続き及び設計等に関するベトナム政府における承認手続きの遅延により、事業遅延が発生したが、現在、事業は順調に進められている」と記し、さらに次の小項目「今後の対応方針」では、「本件に関する社会的ニーズは引き続き大きく、事業遅延の要因は解消され、また、事業完成後は当初の見込み通りの効果が予測されることから、引き続き支援を継続していく」（アンダーライン引用者）と記している⁶⁹。

ベトナム側の記事によれば、タクモ水力発電所増設工事の着工式は、2014 年 7 月 5 日にビンフック省ブーザーマップ県ドゥックハイン村（Duc Hanh commune, Bu Gia Map District, Binh Phuoc Province）で実施された。式典にはホアン・チュン・ハイ（Hoang Trung Hai）副首相も出席した⁷⁰。

事業の出資者であるベトナム電力公社（EVN）は、タクモ水力発電株式会社（Thac Mo Hydro Power JSC）に対して、第 2 発電会社（Power Generation Corporation No2: EVN Genco 2）の指導・監督下に事業を実施するよう指示している。事業の総費用額は 1 兆 5,880 億 VN ドン、うち 85%は日本の ODA ローン、残りの 15%は EVN がカバーする。事業は 2017 年 7 月に完成すると予想されている⁷¹。

⁶⁷ 前注の東電設計株式会社、九州電力株式会社「タクモ水力発電所増設計画に係る F/S 調査報告書要約」。

⁶⁸ JICA「事業事前評価表：ベトナム社会主義共和国タクモ水力発電所増設事業」（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2003_VNXI-6_1_s.pdf）。なお、外務省「国別プロジェクト概要」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/vietnam/contents_02.html）のベトナム社会主義共和国・有償資金協力「タクモ水力発電所増設計画」の欄では、供与条件として金利 0.75%、償還期間は 40 年（うち据置期間 10 年）と記している。

⁶⁹ 外務省（国別開発協力第一課）「タクモ水力発電所増設計画【ベトナム】」評価年月日：2014 年 4 月（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/2013_jigo/pdfs/jigo_13_2_06.pdf）。

⁷⁰ Vietnam Energy, “Beginning the extension project of Thac Mo Hydro Power Plant”, 10/07/2014（<http://nangluongvietnam.vn/news/en/nuclear-renewable/beginning-the-extension-project-of-thac-mo-hydro-power-plant.html>）。なお、日本側からは JICA ハノイ事務所の代表が出席してスピーチを行った（JICA ハノイ事務所からのヒヤリング、2015 年 8 月 27 日、ハノイ）。

⁷¹ 前注に示した Vietnam Energy の記事。

3.2 交通インフラ分野

《中部地方橋梁改修計画》（無償資金協力）

ベトナム政府は「2020年までの道路開発計画」において、開発が遅れ、経済的に最も貧しい中部地方の橋梁建設・整備を緊急課題のひとつに位置づけている。これを受けてJICAは2001年に「中部地方橋梁改修計画基本設計調査」を実施し、支援対象として41橋梁を選定した（資材調達23橋、施設建設18橋）。

そのうちの23橋梁を対象とする支援が、2001年度の無償資金協力「中部地方橋梁改修計画」（供与限度額7.39億円）として実行に移された。さらに、その後継事業として、2003年度の「第二次中部地方橋梁改修計画（第1期）」（供与限度額10.10億円）で6省の6橋梁、2004年度の「第二次中部地方橋梁改修計画（第2期）」（供与限度額9.56億円）で6省の8橋梁、2012年度の「第二次中部地方橋梁改修計画（3/3期）」（供与限度額7.49億円）で3省の4橋梁を対象とする支援が実施された⁷²。

以上の一連の事業のうち、支援対象の橋梁名や所在地が具体的に把握できるのは、管見の限り、「第二次中部地方橋梁改修計画（3/3期）」の4橋梁のみである。それらはニトゥアン省のタムガン、カインホア省のゴイガン、そしてダクラク省のエアソップ、クロンクマールの各橋である。建設工事を請け負った施工者は、鉄建建設であった。契約日は2012年11月9日、4橋合計の契約金額は411,542,731円であった。以上4橋梁うち、ダクラク省の2橋が「開発の三角地帯」に位置する。

Ea Soup 橋（エアソップ、もしくはイアソップと表記）：橋長59.3m、有効幅員7m、取付け道路223m

Krong Kmar 橋（クロンクマール）：橋長71.3m、有効幅員7m、取付け道路341m⁷³

コンサルタント業務を担当した関係者の報告によれば、「3/3期」の工期は2013年1月から2014年6月30日まで18か月の予定であったが、それを1か月残して本体工事が完了した。そして、

⁷² 外務省「日本のODAプロジェクト ベトナム 無償資金協力 案件概要」2015年7月7日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/vietnam/contents_01.html#m012401) 記載の「中部地方橋梁改修計画」、「第二次中部地方橋梁改修計画（第1期）」、「第二次中部地方橋梁改修計画（第2期）」、「第二次中部地方橋梁改修計画（3/3期）」；JICA（無償資金協力課長・山田彰）「政策評価法に基づく事前評価書：ベトナム社会主義共和国第二次中部地方橋梁改修計画（1/3期）」2013年5月13日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/2003_jizen/vietnam2.html)；会計検査院「会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書」2007年10月 (http://report.jbaudit.go.jp/org/pdf/h18-0759-oda_jyokyozen.pdf) 別表1「PMU18が実施機関となっている一般プロジェクト無償4事業の事業概要」；外務省「ベトナムに対する防災・災害復興支援無償『第二次中部地方橋梁改修計画（3/3期）』に関する交換公文の署名」2012年5月8日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/5/0508_06.html)；および大久保守（オリエンタルコンサルタンツ常駐管理者）「第二次中部地方橋梁改修計画（3/3期）の竣工」JICAベトナム事務所月報 Ban Tin, 2014年6月号 (http://www.jica.go.jp/vietnam/office/others/ku57pq00000_g86de-att/monthly1406.pdf)。ただし、第二次（第2期）の支援対象橋梁数について、外務省の同上資料は4橋梁、会計検査院の同上資料は6省8橋梁と記しているが、ここでは後者に依拠する。なお、会計検査院資料の別表2「コンサルタント契約締結業者及び契約額」によれば、「中部地方橋梁改修計画」と「第二次中部地方橋梁改修計画」の第1期および第2期のコンサルタントは、おしなべてパシフィックコンサルタンツインターナショナルとオリエンタルコンサルツの共同企業体であった（会計検査院資料の執筆時点では、第二次計画第3期の交換公文は未署名）。また、同資料の別表3「本体契約に係る入札結果」によれば、工事の入札業者はそれぞれ以下のとおりである。「中部地方橋梁改修計画（South Lot）」は住友商事（株）（契約日2002年6月28日、契約額330,920千円）、同（North Lot）」は日商岩井（2002年6月27日、249,900千円）、「第二次中部地方橋梁改修計画（1/3期）」は大林組（2003年10月10日、824,000千円）、同（2/3期）」は大林組（2004年10月8日、860,000千円）。なお、大久保の同上報告によれば、中部地方橋梁改修計画と第二次中部地方橋梁改修計画（第1期）、同（第2期）が支援対象とした「23橋の資材調達および14橋の建設・改修」は、2006年3月に完了した。

⁷³ 前注に示した大久保守報告；ならびに中川泰「第二次中部地方橋梁改修計画」『ACE建設業界』（日本建設業連合会）2014年3月号、36-37頁 (http://www.nikkenren.com/publication/ACE/ce/ace1403/pdf/ACE1403_36-37.pdf)；JICA「様式第1-1号入札結果：平成23年度ベトナム社会主義共和国『第二次中部地方橋梁改修計画』」(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/state/ku57pq00000n3_pm-att/result2011_37.pdf)。

2014年5月31日にダクラク省クロンクマール町で（事業全体の）竣工式が実施された。

以上をもって、2001年から始まった数次にわたる中部橋梁改修計画が完結した。これらの橋梁整備によって、「重車両の通年通行が可能となり、橋梁周辺地域における生活面の向上、経済の発展に加え、災害時も含めた周辺住民の社会サービスが期待」される⁷⁴。

《国道19号線及び国道1A号線との間の17キロの連結道路の改修》（日本政府の支援事業として案件化されるに至っていない）

前述のとおり、2012年7月に採択された「東京戦略2012行動計画」、および2013年12月に採択された「改訂版・東京戦略2012行動計画」の、それぞれ1.1項目で、日本とベトナムが「引き続き[中略]、開発可能性に関する議論を行う」べき案件のひとつとして、「国道19号線及び国道1A号線との間の17キロの連結道路の改修」に言及している（本号99頁および101頁）。

当該案件の事業サイトそのものは、「開発の三角地帯」に属さない中部ベトナム沿岸のビンディン省域に位置する。ただし、国道19号線はビンディン省都クイニョンを起点として西に向かい、高原地帯を横断してザーライ省都プレイクなどを経てカンボジア国境に至る基幹道路である。他方、国道1A号線は、言うまでもなく、ベトナムの国土を南北に縦貫する同国の大動脈である。つまり、本案件は、国道19号線と国道1A号線の接続性を改良することによって、「開発の三角地帯」に属するベトナム中部高原やカンボジア東北諸州から太平洋へと至る交通アクセスを円滑化する効果を持つ。

この事業が具体化すれば、おそらく円借款となるであろうが、現時点（本稿執筆中の2015年8月）で、日本政府の支援事業として案件化されてはいないようである⁷⁵。

3.3 農業・コミュニティー開発分野

《中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上計画プロジェクト》（技術協力）

前述のとおり、2009年の「行動計画63」は5.9項において、「日本は、専門家の派遣等を通じ、メコン地域における農業や農村コミュニティーの発展、食料安全保障の向上、食品の品質・安全性の向上を引き続き支援する」と約束する（本号94頁参照）。

その方向性に沿った「開発の三角地帯」のベトナム領域に対する支援として、技術協力「中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上計画プロジェクト」が2009年から実施されている。JICAの「事業事前評価表」によれば、日本側の協力総額は3.7億円、協力期間は2008年10月から2013年9月まで5年間の予定となっていた⁷⁶。ただし、実際に事業が開始されたのは、2009年1月7日にプロジェクトに関するR/D（協議議事録）が署名されてからである⁷⁷。

⁷⁴ 前々注に示した大久保守報告。

⁷⁵ 加えて、2015年8月に採択されたばかりの「新東京戦略2015行動計画」では、この事業に関する言及そのものが消えている。日本政府に対するベトナム政府からの要請が、取り下げられたということであろうか？

⁷⁶ JICA（ベトナム事務所）「事業事前評価表（技術協力プロジェクト）：ベトナム国『中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上プロジェクト』」2008年9月29日（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0701971_1_s.pdf）。

⁷⁷ JICA「中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上計画プロジェクト」（<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/0701971/index.html>）；JICA「プロジェクト概要：中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上計画プロジェクト」（<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/0701971/outline/index.html>）；中部高原地域における貧困削減のための参加型農業農村開発能力向上プロジェクト「ザーライ便り」第3号、2009年8月発行（http://www.jica.go.jp/project/vietnam/0701971/newsletter/ku57pq00000dpyq5-att/newsletter_03.pdf）。

プロジェクトサイトは、ザーライ省マンヤン郡に属するロパン、コンチュップの2コミュニティである。事業の趣旨は、「少数民族居住地域における生計向上に向けた参加型農村開発手法のモデル構築を目的とし、計画立案、活動を実施する」ことにある。構築されるモデルは、ベトナム国立農業計画立案研究所 (NIAPP) が取りまとめ、農業省 (MARD) が今後進めていく「新農村開発プログラム」に反映させ、特に「ベトナム少数民族地域の貧困削減のための農村開発モデル」として全国的に普及させていくことを念頭に置く⁷⁸。

同支援事業の背景に関して、JICA の関連資料は次のように説明する (要約)。——経済発展が進むベトナムにおいて、少数民族はそれから取り残されがちの人々である。全人口に占める少数民族の割合は 12.6% (2004 年) であるが、貧困人口の比率ではキン族が 13.5% であるのに対して、少数民族は 60.7% に及ぶ。中部高原地域に属するザーライ省は 1 市、1 町、13 郡から成る総人口 115 万人の省であるが、少数民族の占める割合は 44%、新たに移住してきたキン族との間で経済格差が課題となっている。2004 年に策定された「対ベトナム国別援助計画」、さらには目下改訂中の「国別援助計画」は、貧困削減のための支援を重視しており、また JICA が策定中の「国別援助実施方針」(案)は、「社会・生活面の向上と格差是正」についての支援を行う重点地域として、少数民族の多い中部高原地域を重視している。しかも、ザーライ省を含む CLV 「開発の三角地帯」について、日本政府は 2004 年 11 月の日本・CLV 首脳会談や 2007 年 1 月の「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」において、重点的な支援を約束している⁷⁹。

プロジェクトのカウンターパート機関は、ザーライ省人民委員会、マンヤン郡人民委員会、農業農村開発省の国立農業計画立案研究所である。日本側からの投入は、長期および短期専門家の派遣、必要機材の提供などである⁸⁰。

2010 年から 2012 年まで 3 か年にわたって実施されたプロジェクトの成果について、JICA の関連資料は次のように総括する。

- (1) 参加型開発アプローチに関する地方官吏の理論的、実践的な経験を高めた。(2) 参加型アプローチを通じて、プロジェクトのシェアホルダーと共同体構成員の間に、共同体開発の共通目標のための、相互的理解、視点の共有、優れた協力を育んだ。そして、(3) 現地の共同体構成員の間に、愛国的精神、自立、自助、革新、相互協力を促した⁸¹。

⁷⁸ 前々注に示した JICA 「事前事業評価表」。

⁷⁹ 同上。

⁸⁰ 注 77 に示した JICA 「プロジェクト概要」。

⁸¹ JICA/Ministry of Agriculture and Rural Development (of Vietna), "Experiences of Participatory Rural Development and Poverty Reduction—A Story of the JICA-Funded Project in Mang Yang District, Gia Lai Province", November 2013 (http://www.jica.go.jp/project/vietnam/0701971/news/general/ku57pq00001uibnx-att/experience_collection_e.pdf), p. iii. 該当箇所の原文 (英語) は次のとおり。After 3 years of implementation (2010–2012) the project has obtained significant results as follows: (1) Enhancing the theoretical and practical background of local officials in participatory development approach; (2) Through participatory approach, fostering mutual understandings, shared viewpoints and good collaboration among the project stakeholders and communities for the common purpose of community development; and (3) Encouraging patriotic spirit, self-reliance, self-help, innovation and mutual cooperation among local communities. なお、同資料、p. 66 によれば、対象集落の Lo Pang と Kon Thup の民族構成について、前者は 96%、後者は 58% がバナール族である。

《[コンツム省] ダクズワ村における持続的営農技術強化による世帯食料自給改善プロジェクト》(日本 NGO 連携無償資金協力)

コンツム省のダクズワ村を対象とする日本 NGO 連携無償資金協力が、2007 年度から 2010 年度にかけて実施されている。

[2007 年度]「ダクズワ村における持続的営農技術強化による世帯食糧自給改善プロジェクト」(G/C 締結日 2007 年 7 月 4 日) G/C 締結額 9,610,136 円⁸²

[2008 年度]「ダクズワ村における持続的営農技術強化による世帯食糧自給改善プロジェクト (第 2 年次)」(G/C 締結日 2009 年 3 月 5 日) G/C 締結額 19,999,870 円⁸³

[2010 年度]「ダクズワ村における持続的営農技術強化による世帯食糧自給改善プロジェクト (第 3 年次)」(G/C 締結日 2010 年 10 月 1 日) G/C 締結額 19,569,296 円⁸⁴

事業の実施団体は、特定非営利活動法人ジーエルエム・インスティテュート (GLMi) である⁸⁵。事業の対象地であるダクズワ村は、以下の引用に見るように、コンツム省の省都コンツム市に所属する行政村であり、住民の中心は少数民族のバナ族である。

GLMi が作成した「少数民族のフードセキュリティの改善」と題する資料は、プロジェクトの活動を、次のようにまとめている。「少数民族の食糧自給率の改善のため 4 年間のプロジェクトを実施しました。コンツム省のダクズワ村を中心に、安定した収入向上に繋がる傾斜地モデルの指導・援助を行いました」。すなわち、「2007 年 7 月から 4 年間、傾斜地での農業の技術支援、豚銀行、子どもたちへの環境教育を行い、生産性向上に役立つ農業技術を地域へ普及させました」⁸⁶。

外務省作成のパンフレットの中で、同プロジェクトの概要を、GLMi が次のように紹介している。やや長くなるが、よくまとまっているので、そのまま引用する。

【活動の背景と目的】

近年、目覚ましい経済成長を遂げているベトナムですが、成長の陰では経済格差の広がりや問題になってきています。特に貧困層は、山岳・高原地帯や少数民族に集中しています。中部高原に位置する事業地のコンツム市ダクズワ村では、バナ族(少数民族)を中心とした住民が換金作物であるキャッサバなどの栽培によって生計を立ててきましたが、近年、耕作地開拓による森林破壊や単一作物の連作などによって土壌劣化が進み、貧しい住民は農業から十分な収入を得ることができず、主食のコメを手当てすることにも窮する状況に直面していました。

⁸² 外務省「日本 NGO 連携無償資金協力 地域・国名別 平成 19 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m19_ck.html)。

⁸³ 外務省「日本 NGO 連携無償資金協力 地域・国名別 平成 20 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m20_ck.html)。

⁸⁴ 外務省「日本 NGO 連携無償資金協力 地域・国名別 平成 22 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m22_ck.html)。

⁸⁵ ジーエルエム・インスティテュート (GLMi) は、社会開発を専門とするコンサルティング会社であるグローバルリンクマネジメント株式会社 (GLM) の有志によって、2002 年に設立された国際協力のための特定非営利活動法人 (NPO) である。開発援助のための人材養成、調査研究、提言、研修、開発途上国における開発プロジェクトの実施支援などを活動内容としている。ジーエルエム・インスティテュート「GLMi とは」(<http://www.glm.institute.org/about/>: 2015 年 8 月 15 日検索)。なお、同 NPO の母体であるグローバルリンクマネジメント株式会社 (GLM) については、Global Link Management「Company Profile: 会社概要」(<http://www.glm.co.jp/companyprofile.html>: 2015 年 8 月 15 日検索)。

⁸⁶ ジーエルエム・インスティテュート「少数民族のフードセキュリティの改善」(<http://www.glm.institute.org/about/overseas/vietnam/>)。なお、プロジェクトの英語名称は、Improving Household Food Security in Dak Rwa Commune by Strengthening Local Farming Technology in Sustainable Agriculture である。

【活動内容と日本 NGO 連携無償】

GLMi では、住民のフードセキュリティが向上することを目指し、2007 年度、2008 年度と 2010 年度、計 3 回にわたり日本 NGO 連携無償資金協力の支援を受けて、現地政府と連携しながら、環境に配慮した持続的な農法の普及や生計向上活動を多角化する支援を行いました。

2007 年度はダクズワ村の 1 村落において、地域の特性に適った農業モデルを住民と一緒に開発する活動を行いました。2008 年度は対象村落をダクズワ村全 5 村落に拡大し、前年度に開発された農業モデルを広く住民に普及する活動を行いました。具体的には、「持続的な傾斜地農法」、「家庭菜園」と「豚銀行（繁殖・飼育活動を村落内で循環させるシステム）」について、住民が技術を体得できることを考慮し、実技研修を多く取り入れた普及活動を行いました。また、事業終了後も地域と住民が継続して活動を行える環境を整える目的で、傾斜地農業用の苗木をダクズワ村内の中学校と共同で栽培する活動や、住民が必要な技術情報にいつでもアクセスできる場として、書籍、DVD や電子資料を揃えたメディアセンターの設置も行いました。2010 年度には、これまでの活動に加えて、高齢女性や障害のある女性が参加できる生計向上活動として、バナ族の伝統的な織物を用いた手工芸品振興を開始し、天然素材を用いた染色技術の復元など、女性たちが独自文化を保存しながら収入に繋げていくための支援を行いました。

【活動の成果と住民の声】

2007 年度～2010 年度の活動を通じて、合計約 200 世帯が普及した技術や生計向上活動を実践しています。傾斜地農法を実践するアー・チンさんからは、「土壌浸食が改善し、収穫したキャッサバのサイズが例年より大きかった。」との声が寄せられました。豚銀行に参加するイー・フニョンさんからは、「子豚を販売して得た収入で、雨期に冠水する稲作地の排水整備を行い、二期作ができるようになった。」との報告がありました。こうした成果を受け、現地政府では、成功した農業モデルを他村に拡大していく決定がなされました。そして住民の中には、「自らの努力によって生活が改善できる。」という希望が芽生えました。これは数値では測ることができませんがとても大切な意識変化です。今後は、住民と現地政府が主体となり、活動を継続・発展していくことを見守っていきます⁸⁷。

《ダクラック省における有機農業技術の普及》(草の根協力支援型)

2010 年度の草の根協力支援型の事業として、「ダクラック省における有機農業技術の普及」プロジェクトが実施されている。日本側の実施主体は、愛媛県に拠点を置く特定非営利活動法人・研修生招聘協会、および同協会のベトナム支部であり、ベトナム側のカウンターパートは有機農業研修センター、ダクラック省人民委員会、および同省科学技術協会である⁸⁸。

⁸⁷ 外務省国際協力局民間援助連携室『国際協力と NGO：外務省と日本の NGO のパートナーシップ』2011 年 11 月 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/pamphlet/p_ngo.html)、20 頁。

⁸⁸ 外務省「国別事業一覧【ベトナム】草の根協力支援型」(<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/country/vietnam.html>)：2015 年 8 月 15 日検索)；JICA「草の根協力支援型平成 22 年度採択内定案件」(http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/shien/vie_04.html)。研修生招聘協会は愛媛県西宇和郡伊方町に拠点を置き、2001 年 6 月に愛媛県から法人認証を得た。活動内容は、「海外より研修目的で来日する外国人研修生に対して、渡航及び査証準備、研修地の紹介、日本語研修、その他必要と思われる研修の実施、研修生滞在中の生活助言等に関する事業を行い、研修生の技術向上を図るとともに、地域住民の国際交流及び、国際協力に寄与する事を目的とする」。日本 NPO センター「NPO 法人データベース・NPO ヒロバ：特定非営利活動法人・研修生招聘協会」(<http://www.npo-hiroba.or.jp/search/zoom.php?pk=14090>)：2015 年 8 月 15 日検索)。

JICA の関連資料によれば、ベトナムでも近年、食の安全への関心が高まっている。日本側の実施団体（応募団体）である研修生招聘協会は、2005 年にベトナム政府の人民援助調整委員会（PAC-COM）から NGO としての認可を獲得し、ダクラック省人民委員会、および同省科学技術協会、さらには同省に拠点を置くタイグエン大学や西部高原農林研究所などの機関と協力体制を築き、当該地域における有機農業技術の研修活動を実施してきた。しかし、設備、資機材の提供、専門家の招請に必要な資金に不足している⁸⁹。

事業の内容は、既存の研修プログラムを改善し、あわせて堆肥小屋、家畜小屋・柵、ビニールハウスを設置して、有機農業の技術普及を図ることである。事業の直接的な受益者は、研修の受講者（半年毎に 12 名×5 期＝60 名）、およびその家族（60 世帯約 400 名）であり、間接的には安心・安全な食品の購入を希望する消費者たちである。事業費は 9,594 千円（予定）、署名日（実施合意）は 2010 年 11 月 17 日。協力期間は 2010 年 12 月 1 日から 2013 年 05 月 31 日までの 2 年 6 か月である⁹⁰。

実施団体の研修生招聘協会の将来的な展望としては、ベトナム現地に有機農業研修センターを設立して、日本の農家がベトナムの若手農業者に実践的な農業技術の指導を行い、その中から優秀な者を選抜して日本に招聘して研鑽させ、将来リーダーとなる人材を育成することを目標とする。それと同時に、現地の少数民族農民のために有望農産物を開発して試験栽培し、現金収入の向上を図ることによって、貧困撲滅に寄与する⁹¹。

3.4 各分野における草の根・人間の安全保障無償資金協力

各分野において草の根・人間の安全保障無償資金協力のスキームを通じて実施された支援事業のうち、対象地域が「開発の三角地帯」に属するベトナム領域であることが判明するものは、以下のとおりである。

なお、プロジェクトの名称は外務省の関連リストに記載されたものに依拠するが、対象案件が所在する省名が欠落している場合には、引用者が適宜 [] を付して補った。

《教育分野》

2008 年度

* [ザーライ省] ブイティスアン小学校建設計画

G/C 締結日：2008 年 9 月 29 日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：ケバン郡教育訓練局（地方公共団体）

⁸⁹ 前注に示した JICA 「草の根協力支援型平成 22 年度採択内定案件」；および JICA 「草の根協力支援型 平成 22 年度 採択内定案件：ベトナム・ダクラック省における有機農業技術の普及」（http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/shien/vie_04.html）。

⁹⁰ 前々注および前注に示した各資料；および JICA（四国支部）「プロジェクト基本情報：ダクラック省における有機農業技術の普及」更新日 2014/05/15（<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/SearchResultView/D18AAE102423635D492577E70079F679?OpenDocument>）。なお、プロジェクトの英語名称は Support for young farmers by organic farming technique である。

⁹¹ JICA 「JICA 四国の実施案件：【草の根支援型】ベトナム社会主義共和国・ダクラック省における有機農業技術の普及」（http://www.jica.go.jp/shikoku/enterprise/kusanone/shien_01.html）に付された【実施団体のコメント】。

供与額（円）：9,999,935⁹²

- ・同小学校は現在9教室あるが、老朽化と教室数の不足が問題になっている。このため、2階建て8教室の新校舎を建設し、必要資材を購入する。供与金額は8万8495米ドル（約930万円）⁹³。

*ダクノン省ダクソム村ヴァーアージン中学校建設計画

G/C 締結日：2009年1月20日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：ダクノン省共同組合・農村開発支局（地方公共団体）

供与額（円）：8,769,139⁹⁴

2009年度

*[ザーライ省] アイフンヌップ小学校建設計画

G/C 締結日：2009年7月15日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：フォーティエン郡教育訓練局（地方公共団体）

供与額（円）：9,990,897⁹⁵

2011年度

*ダクラク省ラク県クロンノー村レーヴァンタム小学校建設計画

G/C 締結日：2011年8月15日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：ラク県人民委員会（地方公共団体）

供与額（円）：9,206,872⁹⁶

- ・2011年8月15日にホーチミン市の日本総領事館で、他の2件の草の根・人間の安全保障無償資金協力とともに、本案件の贈与契約署名式が実施された。供与金額は103,448米ドル。山岳少数民族のムノン族が人口の90%を占めるクロンノー村に頑丈な校舎を建設して、地域の児童に対してより良い教育環境を提供する。署名式において日田春光総領事は、「今般の3件のプロジェクトはいずれも各省において最も支援ニーズが高いとして地方政府より要請を受けた案件である、日本とベトナムとの戦略的パートナーシップに基づき、両国の友好関係がより一層発展するとともに、草の根レベルで各地方の人々との交流と友好の歴史がこの無償援助によって一層深まり、将来大きな実りをもたらすことを願います」と述べた⁹⁷。

⁹² 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成20年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf）。

⁹³ VietJo ベトナムニュース「日本政府、学校建設計画2件で無償資金協力」2008年10月2日（<http://www.viet-jo.com/news/nikkei/081002032159.html>）；ベトナム経済金融情報「日本政府、学校建設計画2件で無償資金協力」2008年10月2日（<http://www.vetr.net/news/nikkei/081002032159.html>）。

⁹⁴ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成20年度」（注92参照）。

⁹⁵ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成21年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h21/gcck_a1.html）。なお、Truong Tieu hoc Anh Hung Nup（<http://www.thongtincongty.com/company/198d5ccb-d-truong-tieu-hoc-anh-hung-nup/>）によれば、同校の住所はPlei Kte lon, Iayeng, Huyen Phu Thien, Gia Laiである。

⁹⁶ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成23年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h23/gcck_a.html）。

⁹⁷ 在ホーチミン市日本総領事館『『ドンナイ省タンフー県総合病院医療機材整備計画』『ドンナイ省タンフー県総合病院医療機材整備計画』『ダクラク省ラク県クロンノー村レーヴァンタム小学校建設計画』署名式』2011年8月15日（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2011/shomeishiki/2011_08_15_3projects.html）。

- ・2014年3月13日に、本プロジェクト（2011年度実施）の引渡し式典が、同小学校（イ・ティ・ニエ校長）で開催された。クロンノー村の6集落の児童が勉学する同小学校は、今まで教室不足により集落の集会所3か所を分校として借り、かつ2部制の授業を行っていた。本プロジェクト（約103,448米ドルの資金協力）によって、5教室を有する校舎1棟、校長室などを有する建物1棟、2部屋を有する教員用寄宿舍1棟、トイレ、校門、井戸を建設した。また、貯水タンクを設置し校庭をコンクリートで舗装した。日本総領事館を代表して式典に出席した矢ヶ部義則首席領事は、「全校の教師及び生徒を含めた約127名に安全で快適な教育環境を提供することができれば幸いです。本件を通じて整備された校舎が日本とベトナムとの友好のシンボルとなることを祈念いたします」と述べ、カオ・スアン・サオ県人民委員会副委員長は謝辞の中で、新たな施設の維持管理に努力すると述べた⁹⁸。

* ザーライ省女性同盟職業訓練センター建設計画

G/C 締結日：2011年12月16日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：ザーライ省女性同盟（ローカル NGO）

供与額（円）：7,873,029⁹⁹

- ・2011年12月16日、ハノイの日本大使館において、本プロジェクトの贈与契約式が実施された。供与金額は88,461米ドル。ザーライ省はカンボジアと国境を接するベトナム中部高原の省であり、全人口130万人、そのうち就業可能な女性の人口は31万人である。同省女性同盟は2008年に職業訓練センターを設立、省内の各郡・市の人民委員会や各部署と協力して、女性に対する職業訓練、就業機会紹介、産婦人科健康相談を行ってきた。手に職を付けたいと考えている女性は毎年約1,500人が見込まれており、同センターに対する需要は非常に高い。しかし、従来は専用の施設がなく、訓練の質、量ともに不十分であった。本プロジェクトで、新たな職業訓練センター（2階建て7部屋）を建設する。署名式で谷崎泰明大使は、「我が国の支援するこのプロジェクトによって、ベトナムの社会経済の発展につながり、また日本とベトナムの友情と相互理解が益々深まることを期待します」と述べた¹⁰⁰。

* [ザーライ省] ゴーマイ小学校拡充計画

G/C 締結日：2011年12月16日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：ドゥックコ郡教育訓練部（地方公共団体）

供与額（円）：9,766,237¹⁰¹

⁹⁸ 在ホーチミン市日本総領事館「ダクラク省ラク県クロンノー村レーヴァンタム小学校建設計画・引渡し式典」2014年4月25日（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2013/20140425_le_van_tam_shougakko_hikiwatashishikiten.pdf）。

⁹⁹ 注96に示した外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成23年度」。

¹⁰⁰ 在ベトナム日本大使館「平成23年度草の根・人間の安全保障無償資金協力『ザーライ省女性同盟職業訓練センター建設計画』贈与契約署名式」2011年12月16日（http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/grass%20roots/PR_GiaLaiWomen_Union_Jp.html）。

¹⁰¹ 注96に示した外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成23年度」。なお、在ベトナム日本大使館「2011年度対ベトナム草の根・人間の安全保障無償資金協力の実績」（http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/grass%20roots/PR2012_Grassroot_Jp.pdf）は、本プロジェクトの名称を「ザーライ省ドゥックコ郡ゴーマイ小学校拡充計画」と明記している。

- ・2011年12月16日、ハノイの日本大使館において、本プロジェクトの贈与契約式が実施された。供与金額は109,733米ドル。カンボジアとの国境に接する中部高原のザーライ省ドゥックコ郡イアクラ村は、人口6,852人、住民の46%がジャライ族など少数民族である。主たる収入源は稲作など農業であるが、全村1,640世帯のうち貧困世帯の割合が30%に達している。同村のゴーマイ小学校では、1993年に建設された校舎（4部屋）と1999年に建設された校舎（4部屋）がいずれも老朽化しており、かつ教室不足のために2シフト制で運営している。そこで、ドゥックコ郡教育訓練部は、生徒児童が安全な環境の下で終日授業を受けることができるように、新校舎（2階建て8教室）の建設を計画している。署名式で谷崎泰明大使は、本プロジェクトによって「地域の社会経済の発展につながり、また日本とベトナムの友情と相互理解が益々深まることを期待します」と述べた¹⁰²。

2012年度

*ダクノン省ダクドロー村チャンヴァンオン小学校6教室増設計画

G/C 締結日：2012年9月24日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：クロンノー県教育訓練室（地方公共団体）

供与額（円）：7,847,442¹⁰³

- ・2012年9月24日、ホーチミン市の日本総領事館において、本プロジェクトの贈与契約式が実施された。供与金額は96,822米ドル。教室不足により2部制の授業を実施している同校に、6教室を有する2階建て校舎1棟を建設することで、全日制の授業を可能とし、安全な教育環境を提供する。署名式において日田春光総領事は、「本プロジェクトにより、将来を担う児童が希望を持って学べる学習の場を作っていただけることを期待します。また、日本とベトナムとの戦略的パートナーシップに基づき、両国の友好関係がより一層発展するとともに、草の根レベルで各地方の人々との交流と友好の歴史がこの無償援助によって一層深まり、将来大きな実りをもたらすことを願います」と述べた¹⁰⁴。
- ・2015年1月13日、本プロジェクト（201年度実施）の引渡し式典が、同小学校（レ・ティ・マイン校長）で実施された。同校はダクドロー村に所在する2小学校のうちのひとつで、村内のオン、ダクチュン、エサノの3集落に居住する生徒が通学している。在校児童約300名の70%がムノン族など少数民族であり、公用語であるベトナム語を日常的に使用しない。2000年に建設された従来の校舎には6教室しかなく、11クラスに分かれて学ぶ生徒たちは2部制の授業を余儀なくされてきた。そのため、ベトナム語を習得する時間が不十分であった。本プロジェクトでは、96,882米ドルの支援を通じて、6教室を有する2階建て校舎を新築し、また机・椅子、黒板、書棚などを整備した。式典に出席した中嶋敏総領事は、「教室不足を解消し、同校の生徒の皆様

¹⁰² 在ベトナム日本大使館「平成23年度草の根・人間の安全保障無償資金協力『ゴーマイ小学校拡充計画』贈与契約署名式」2011年12月16日（http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/grass%20roots/PR_NgoMaySchool_Jp.html）。

¹⁰³ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成24年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h24/gcck_e_asia.html）。

¹⁰⁴ 在ホーチミン市日本総領事館「『ダクノン省ダクドロー村チャンヴァンオン小学校6教室増設計画』署名式」（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2012/shomeishiki/2012_9_24_projects_j.html）。

に全日制の授業体制と安全で快適な教育環境を提供することで、地域の基礎学力の向上に繋がっていくことを期待しています」と述べ、グエン・スアン・ザイン県教育訓練室長は「長期的な効果を発揮させるため、維持管理に努めていくことを誓います」と謝意を表明した¹⁰⁵。

＊[コントゥム省] ダックローガー中学校宿舍棟建設計画

G/C 締結日：2012年12月17日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：ベトナムハンディキャップ支援協会（ローカル NGO）

供与額（円）：9,752,157¹⁰⁶

- ・2012年12月17日、ハノイの日本大使館において、本プロジェクトの贈与契約式が実施された。供与金額は120,397米ドル。同中学校は、コントゥム省ダクトー郡ダックローガー村に位置している。同村は人口約2,700人、全村570世帯のうち貧困世帯の割合は60%に達している。主な産業は農業や林業であり、主要農作物は米、キャッサバ、どうもろこしである。ダックローガー中学校には246人の生徒が在籍しており、うち134人の実家は7～12kmの距離にある。現有の寄宿施設では、そのうちの60人しか収容できず、残りの74人は学校近くの民家に下宿している。教師も同様に、22人のうち12人が遠隔地の出身であるが、施設の不足により学校の事務所で寝泊りしている。ベトナムハンディキャップ支援協会は、全員を収容できるように、新宿舍棟（8部屋）の建設を計画している。谷崎泰明大使は署名式で、本プロジェクトを通じて対象村の教育環境が大きく改善されること、日本とベトナムの友情と相互理解が益々深まることを期待すると述べた¹⁰⁷。

＊ダクラク省クロンボン県レーホンフォン小学校8教室増設計画

G/C 締結日：2013年2月26日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：クロンボン県人民委員会（地方公共団体）

供与額（円）：9,757,260¹⁰⁸

- ・2013年3月19日にホーチミン市の日本総領事館で、本件を含む5件の草の根・人間の安全保障資金協力の贈与契約署名式が実施された。本プロジェクトの供与金額は120,460米ドルである。同小学校では教室不足により、午前と午後生徒を分けて2部制の授業を実施している。本プロジェクトによって、8教室を新たに増設して生徒全員が全日制の授業を受けられるようにする。署名式の終わりに日田春光総領事は、「日本とベトナムとの関係は官民レベルで非常に緊密になってきております。両国の友好関係がより一層発展するとともに、草の根レベルで各地方の人々との交流と友好の歴史がこの無償援助によって一層深まり、将来大きな実りをもたらすこと

¹⁰⁵ 在ホーチミン市日本総領事館「ダクノン省ダクドロー村チャンヴァンオン小学校6教室増設計画・引渡し式典」2015年1月26日（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2015/20150113_daknong_krongno_tvshougakkou_hikiwatashishiki.pdf）。

¹⁰⁶ 注103に示した外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成24年度」。

¹⁰⁷ 在ベトナム日本国大使館「平成24年度草の根・人間の安全保障無償資金協力『ダックローガー中学校宿舍棟建設計画』贈与契約署名式」2012年12月17日（http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/grass%20roots/2012/121217_DakRoNga_JP.html）。

¹⁰⁸ 注103に示した外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成24年度」。

を願います」と述べた¹⁰⁹。

- ・2015年1月14日（水）に、本プロジェクト（2012年度実施）の引渡し式典が、実施サイトの同小学校（チャン・ティ・ビック・リエン校長）で開催された。クロンボン県クロンクマー町のレーホンフォン小学校は、本校と2つの分校を有するが、教室不足のために2部制の授業を実施してきた。築30年以上を経過した従来の校舎は老朽化が激しく、土台の沈下、壁の剥落、雨漏りなどによって、安全を確保できなかった。本プロジェクト（120,460米ドル）によって、本校に8教室を有する2階建ての校舎が新築された。式典において中嶋敏総領事は、全日制の授業体制と安全で快適な教育環境によって、「地域の基礎学力の向上に繋がることを期待」と述べた。グエン・ラン県人民委員会副委員長は、「この校舎が我々の新たな誇りの発祥の地となり、県の教育が日に日に発展していくための翼となることを願っています」と謝意を表明した¹¹⁰。

2014年度

*ダクノン省トゥイドウック県クアンタム村ホアミ小学校建設計画

G/C 締結日：2014年12月9日

分野：教育

被供与団体（団体の性格）：トゥイドウック県人民委員会（地方公共団体）

供与額（円）：9,713,095¹¹¹

- ・2014年12月9日にホーチミン市の日本総領事館で、本件を含む7件の贈与契約署名式が実施された。本件の供与金額は100,135米ドル。クアンタム村に所在する唯一の小学校である対象校に5教室を有する校舎を新築し、安全で適切な教育環境を提供する。7団体との署名式の終わりに中嶋敏総領事は、「日越関係は、昨年、外交関係樹立40周年を迎え、両国首相の相互訪問が行われ、本年3月にはチュオン・タン・サン国家主席が国賓として訪日されるなどハイレベルの交流が続いており、大変良好な関係にあります。ホーチミン市における南北高速道路の一部開通、都市鉄道第1号線の着工等、我が国のODAによるインフラ整備も進んでおります。ベトナム国民全体に裨益する大型案件と地域住民に直接裨益する本件の草の根・人間の安全保障無償資金協力を両輪として、我が国はベトナムの発展に尽力し、今後も、両国の友好関係がより一層発展することを祈念いたします」と述べた¹¹²。

*ダクラク省エハレオ県エティア村エティア小学校ビンミン集落分校建設計画

G/C 締結日：2015年3月6日

¹⁰⁹ 在ホーチミン市日本総領事館「平成24年度草の根・人間の安全保障無償資金協力『ドンタップ省タムノン県総合病院医療機材整備計画』『フーエン省フーホア県総合病院医療機材整備計画』『ベンチエ省パーチャー県ジョンガック灌漑施設建設計画』『ダクラク省クロンパック県エアケン村クアイ集落給水設備建設計画』『ダクラク省クロンボン県レーホンフォン小学校8教室増設計画』署名式」2013年3月19日（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2012/shomeishiki/2013_2_26_5_projects_j.html）。

¹¹⁰ 在ホーチミン市日本総領事館「ダクラク省クロンボン県レーホンフォン小学校8教室増設計画・引渡し式典」2015年1月26日（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2015/20150114_daklak_krongbong_lhpshougakkou_hiki_watashishiki.pdf）。

¹¹¹ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成26年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/page23_000320.html）。

¹¹² 在ホーチミン市日本総領事館「平成26年度『草の根・人間の安全保障無償資金協力』贈与契約署名式」2014年12月10日（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2014/20141209_shomeishiki_7ken.pdf）。

分野：教育

被供与団体（団体の性格）：エティア村人民委員会（地方公共団体）

供与額（円）：7,519,149¹¹³

《医療・保健分野》

2008 年度

*ダクラク省エアヘレオ県総合病院医療機材整備計画

G/C 締結日：2008 平成 20 年 10 月 21 日年月日

分野：医療保健

被供与団体（団体の性格）：ダクラク省保健局（地方公共団体）

供与額（円）：9,598,220¹¹⁴

2013 年度

*ピンフォック省ブードップ県総合病院医療機材整備計画

G/C 締結日：2013 年 12 月 17 日

分野：保健

被供与団体（団体の性格）：ブードップ県総合病院（医療機関）

供与額（円）：9,051,324¹¹⁵

- ・2013 年 12 月 17 日にホーチミン市の日本総領事館で、本件を含む 8 件の草の根・人間の安全保障資金協力の贈与契約署名式が実施された。本件の供与金額は 110,382 米ドル。同病院は地元のみならず、隣国カンボジアから来院する患者に医療サービスを提供している。本プロジェクトは、同病院に産婦人科系を中心に 9 種類の機材を整備することで、医療環境を改善し、妊産婦の出産前後のケアと合併症予防を強化するものである。8 団体との署名式の終わりに日田春光総領事は、「日越が外交関係を樹立してから 40 年の本年、日本とベトナムとの関係は官民レベルで非常に緊密になってきております。両国の友好関係がより一層発展するとともに、草の根レベルで各地方の人々との交流と友好の歴史がこの無償援助によって一層深まり、将来大きな実りをもたらすことを願っております」と述べた¹¹⁶。

《民生環境分野》

2008 年度 H20

*ダクノン省クワンタム村ブンドール集落給水設備建設計画

G/C 締結日：2009 平成 21 年 1 月 20 日

¹¹³ 注 111 に示した外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 26 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/page23_000320.html)。

¹¹⁴ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 20 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf)。

¹¹⁵ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 25 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/gc_m25_region_open.html)。

¹¹⁶ 在ホーチミン市日本総領事館「平成 25 年度『草の根・人間の安全保障無償資金協力』贈与契約署名式」2013 年 12 月 17 日 (http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2013/20131217_kusanone_shomeisiki.pdf)。

分野：民生環境

被供与団体（団体の性格）：ダクノン省協同組合・農村開発支局（地方公共団体）

供与額（円）：9,964,905¹¹⁷

2012年度 平成24

*ダクラク省クロンバック県エアケン村クアイ集落給水設備建設計画

G/C 締結日：2013年2月26日

分野：民生環境

被供与団体（団体の性格）：クロンバック県人民委員会（地方公共団体）

供与額（円）：7,330,095¹¹⁸

- ・2013年2月26日にホーチミン市の日本総領事館で、本件およびダクラク省クロンボン県レーホンフォン小学校8教室増設計画〔本号119～120頁参照〕を含む5件の草の根・人間の安全保障資金協力の贈与契約署名式が、日田春光総領事と5団体代表との間で実施された。本件の供与金額は90,495米ドル。同事業は、給水設備を整備することによって安全で衛生的な生活用水をクアイ集落の170世帯に供給し、住民の生活・衛生状態を改善することを目的とする¹¹⁹。
- ・2015年1月14日に、本プロジェクト（2012年度実施）の引渡し式典が、実施サイトの給水設備において開催された。近年ダクラク省では〔全般的に〕上水利用率が大きく改善されているものの、エアケン村クアイ集落に関しては、住民の約半数が生活用水として利用する井戸水、川・泉の汲み水や雨水が、肥料や農薬などによって汚染され、赤痢、下痢、眼病などの原因となっていた。本プロジェクトでは90,495米ドルの支援を通じて、給水塔、給水管、給水設備全体のフェンス・浸透升などを整備した。式典において中嶋敏総領事は、「同集落の住民に衛生的な上水を提供することが可能になり、住民の生活、衛生状態が改善される」との期待を述べた。ゲン・シー・キー県人民委員会委員長は、「同施設が長期的に使用され、効果を発揮できるよう日常の維持管理に努めて参ります」と謝意を表明した。式典には県建設案件管理委員会会長、エアケン村人民委員会委員長なども出席した¹²⁰。

4. 「開発の三角地帯」に属するカンボジア領域に対する日本政府の支援

4.1 電力分野

《ラタナキリ州水力発電所建設・改修計画》（無償資金協力・実施中）

「開発の三角地帯」に属するカンボジア領域では、すでにモンドルキリ州での小水力電化計画が

¹¹⁷ 注114に示した外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成20年度」。

¹¹⁸ 注103に示した外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成24年度」。

¹¹⁹ 在ホーチミン市日本総領事館「平成24年度草の根・人間の安全保障無償資金協力『ドンタップ省タムノン県総合病院医療機材整備計画』『フーイエン省フーホア県総合病院医療機材整備計画』『ベンチエ省パーチャー県ジョンガック灌漑施設建設計画』『ダクラク省クロンバック県エアケン村クアイ集落給水設備建設計画』『ダクラク省クロンボン県レーホンフォン小学校8教室増設計画』署名式」2013年3月19日（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2012/shomeishiki/2013_2_26_5_projects_j.html）。

¹²⁰ 在ホーチミン市日本総領事館「ダクラク省クロンバック県エアケン村クアイ集落給水設備建設計画・引渡し式典」2015年1月26日（http://www.hcmcgj.vn.emb-japan.go.jp/keizaikyoryoku/2015/20150114_daklak_krongpak_kuaihkyuusuishisetsu-hikiwatashishiki.pdf）。

2005～2010 年度に実施されたことを、前稿 D で紹介した¹²¹。

さらに、2013 年 12 月に採択された「改訂版・東京戦略 2012 行動計画」は、「日本とカンボジアは、2013 年 3 月に交換公文に署名した『ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画』を着実に実施する」と記している（本号 102 頁参照）。同案件の趣旨は、カンボジア北東部の山間部に位置するラタナキリ州において、既存の小規模水力発電所の設備を更新・改修するとともに、新たな発電所を新設することにある。

2013 年 3 月 21 日プノンペンにおいて、隈丸優次・駐カンボジア大使とハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣の間で、無償資金協力「ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画」に関する交換公文が署名され、さらに 3 月 28 日に同じくプノンペンにおいて、井崎宏 JICA カンボジア事務所所長とキアット・チョン経済財務大臣の間で、贈与契約が署名された。供与限度額は 12 億 0,600 万円¹²²。ただし、2014 年度になって、「既設ダムの漏水対策等の追加工事を行うため」に 2.81 億円が追加され、供与限度額は 14 億 8,700 万円に変更された¹²³。

JICA の関連文書類は、事業の背景と必要性を次のように説明している（要約）。——カンボジアにおいては、経済成長に伴い、電力需要が 2003 年から 2008 年の間に最大電力・発電電力量ともに年平均 20%以上の伸びを示している。電力消費量のうち輸入が占める割合は 61.5%に上っている。また他方、国内の発電電力量の 91%が独立系発電事業者によって担われており、その多くが小規模ディーゼル発電によるものであり、周辺国と比べると発電単価が高くなっている。しかも、全国電力系統が整備されておらず、特に地方部において電力の質・量・価格ともに不十分な状態である。都市部の電化率が 87%であるのに対し、地方部では 13%にすぎない（2008 年）。中でもラタナキリ州は、人口増加率が年 4%以上と高く、電化率は 8%に留まっている。ただし、小水力のポテンシャルは高い¹²⁴。

同様に、JICA カンボジア事務所の文書も、次のように説明する。「カンボジアでは全国の電力系統が整備されておらず、ラタナキリ州の電化率は、都市部の 87%に比べて 16%と極端に低い。一方で、同州は高い人口増加率を示しており、電力需要も 2007 年から 2011 年までで年平均 22.5%増と驚異的な伸び率を示す。このため、州内では電力供給が追いつかず、停電が頻発。また、未電化の村落も多い。12.06 億円を限度とするこの事業により、同州の電力供給の質と量を向上させることが期待されている」¹²⁵。

¹²¹ 前稿 D, 208-212 頁。

¹²² 外務省「カンボジアに対する無償資金協力『ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画』、『カンボジア工科大学施設機材整備計画』及び『シハヌーク州病院整備計画』に関する交換公文の署名」2013 年 3 月 21 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/25/3/0321_05.html)；JICA カンボジア事務所「カンボジアだより：水力発電所建設など約 31 億円の無償資金協力」2013 年 4 月 19 日 (http://www.jica.go.jp/cambodia/office/others/ku57pq00000seur9-att/newsletter_no20.pdf)；JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課「無償資金協力案件概要書：カンボジア王国・ラタナキリ州小水力発電所改修計画（O'chum Hydropower Redevelopment Project）」2012 年 4 月 27 日 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/04hokoku_cambodia.pdf)。

¹²³ 外務省「日本の ODA プロジェクト カンボジア 無償資金協力 案件概要」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/cambodia/contents_01.html#m012604)。

¹²⁴ 注 124 に示した JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第 4 課の「事業事例評価表」。また、JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課「事業事前評価表：カンボジア王国ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画」(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1260800_1_s.pdf) の「2. 事業の背景と必要性 (1) 当該国における電力セクターの現状と課題」でも、若干簡略化された形ながら、同様の説明がなされている。

¹²⁵ 注 122 に示した JICA カンボジア事務所の文書。

さらに、外務省の関連文書は、本事業を気候変動対策に関する途上国支援の一環として位置づける。すなわち、電力供給の信頼度向上を通じて、同国の経済・社会開発に資することに加えて、エネルギー源の多様化、再生可能エネルギー利用の促進、および温室効果ガス排出量の削減に寄与する。また同時に、中小企業を含む技術・製品を積極的に活用することにより、優れた技術を有する日本企業の国際展開を後押しする¹²⁶。

JICAの「事業事前評価書」およびコンサルタント4社の「協力準備調査報告書」によれば、事業の内容は既存の発電所設備の一括更新(480kW×2基)と新規発電所の建設(265kW)である。既存の前者が「オチュム第2発電所」、新設の后者が「オチュム第1発電所」と呼ばれる。貯水池については、既存のものを活用する。

オチュムはラタナキリ州都バンルンの北方約10kmに位置する。1993年にベトナムの支援によって最初の発電所(第2発電所)が竣工したが、施設が劣化しており、管理・運営体制にも欠陥がある。その既存の発電所設備を更新する。さらに、オチュム郡都には市街地を挟む形で南北に貯水池がふたつ存在しているので、両者間の落差約23mを活用する形で、新たな発電所(第1発電所)を建設する。

より具体的に、第2発電所については既存の水路と管理道路を補修し、第1発電所については取水口、水路、建屋を新設する。同時に、第1、第2発電所の双方に水車、発電機、制御機器などの機材、設備を提供する。事業費は日本側が約14.87億円(概算)、カンボジア側が約0.01億円、合計約14.88億円。協力期間は2013年4月～2015年12月(33か月)を予定する。事業実施機関は、カンボジア電力公社(EDC)である。

同文書はまた、事業の妥当性を以下の3点にまとめている。「①再生可能エネルギーである、②環境・社会負荷が比較的少ない、③既設のダムや構造物を利用するため施工期間が比較的短期で済む」¹²⁷。

コンサルタント業務は電源開発、中電技術コンサルタント、中国電力の共同企業体が受注した(2013年4月8日に契約、契約額は1億5754万4,000円)¹²⁸。本体工事の入札は2013年9月2日に実施され、西澤・鴻池組の共同企業体が落札した(契約額10億4700万円)¹²⁹。工事の起工式は2014年1月25日に実施された¹³⁰。完成予定は、JICAの上掲資料によれば2015年12月である(本号124頁参照)。

なお、前稿Eで指摘したとおり、本案件は日本ASEAN統合基金(JAIF)を通じて支援予定の「オカチャン小規模水力発電計画」と地理的に近接しており、両者の関連性が気になる¹³¹。しかし、管見の限り、そのことについて言及した外務省もしくはJICAの資料を見出し得ない。

¹²⁶ 注122に示した外務省の文書；および外務省「ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画(追加分)((注)2013年3月21日署名済み案件の供与限度額の変更)」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/cambodia/index_01.html)。

¹²⁷ 注124に示したJICA東南アジア・大洋州部東南アジア第四課の「事業事前評価表」；ならびに電源開発株式会社、中電技術コンサルタント株式会社、中国電力株式会社「カンボジア王国ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画協力準備調査報告書」2013年3月(http://libopac.jica.go.jp/images/report/12111837_01.pdf)。

¹²⁸ JICA「無償資金協力調達状況 平成24年度」(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/state/2012.html)。

¹²⁹ JICA「入札結果：平成24年度カンボジア王国『ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画』」(http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/state/ku57pq00000yrdop-att/result2012_23.pdf)。

¹³⁰ タカオカエンジニアリング「カンボジア ラタナキリ水力発電所起工式」(http://www.takaoka-eng.co.jp/news/news_detail_08.html)。

¹³¹ 前稿E, 10頁。

図表 2. カンボジア王国ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画：主要施設の概要

施設名	内 容
オチュム 第一発電所（新設）	取水口：コンクリート構造物，高さ 7.15 m，幅 2.20 m 水圧管路：内径 1.0～1.5 m，延長 457 m 水車発電機器：クロスフロー型水車 295 kW 3 相交流誘導発電機 350 kVA 発電所設備出力：265 kW 発電所建屋：平屋建て，床面積 64 m ² 管理用道路：延長 624 m，全幅 4.0 m（車道 3.0 m＋路肩 0.5 m×2）簡易舗装
オチュム 第二発電所（設備更新）	水車発電機器：横軸フランス水車 507 kW×2 台 3 相交流ブラシレス同期発電機 600 kVA×2 台 発電所設備出力：480 kW×2 台（合計 960 kW） 管理用道路補修：延長 383 m，全幅 5.0 m（車道 4.0 m＋路肩 0.5×2），簡易舗装
送配電設備（新設）	22 kV 中圧配電線巨長 730 m

出所：電源開発株式会社，中電技術コンサルタント株式会社，中国電力株式会社「カンボジア王国ラタナキリ州小水力発電所建設・改修計画協力準備調査報告書」2013 年 3 月（http://libopac.jica.go.jp/images/report/12111837_01.pdf）要約 ii 頁。

4.2 教育分野

《小学校教育に関わる支援》（草の根技協（パートナー型））

医療・保険とともに教育，とりわけ初等教育は，基礎的生活分野（BHN）における重点的な支援分野のひとつである。2009 年日本・メコン「行動計画 63」でも，5.8 項の（1）は「国境地帯における貧困層への支援（ライフラインの確保，教育水準の向上，職業訓練の実施等）」と述べている。

カンボジアでの小学校体育教育の改善，拡充に関わる草の根技協（パートナー型）の事業が，3 次 にわたって実施されている。

その最初は，「小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」であって，事業期間は 2006 年 2 月から 2008 年 7 月までの 2 年 6 か月間，対象地域には「開発の三角地帯」に属するクラティエとラタナキリの 2 州が含まれている¹³²。

第 2 は，「小学校体育科教育振興プロジェクト」であって，事業期間は 2009 年 6 月から 2012 年 6 月までの 3 か年間，対象地域にはクラチエが含まれている¹³³。

第 3 は，「小学校体育科教育・自立的普及に向けた人材育成及び体制構築のための事業」（実施中）であって，事業期間は 2013 年 4 月から 2016 年 9 月までの 3 年 6 か月，対象地域にはクラチエ，ス

¹³² JICA「草の根パートナー型平成 17 年度第 1 回採択内定案件：カンボジア小学校体育科指導書作成支援プロジェクト」(http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/partner/cam_07.html)。その他の対象地域は，プノンペン，バットアンバン，シアヌークビル，コンブン・チャム，コンブン・チュナン，スヴァイ・リエンの各州である。第 1 年次契約金額は 3,884 千円。

¹³³ JICA「草の根パートナー型平成 20 年度第 2 回採択内定案件：小学校体育科教育振興プロジェクト」(http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/partner/cam_11.html)。その他の対象地域は，バットアンバン，シエムリアップ，スヴァイリエン，シアヌークピルの各州である。事業費は 49,999 千円（予定）。

トゥントレン、ラタナキリの3州が含まれている¹³⁴。

以上3案件は、いずれも「開発の三角地帯」に属するカンボジア東北州に的を絞ったものではない。日本側の事業統括組織は、一貫して特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールド（Hearts of Gold）である。第1次で小学校体育の教育体制、指導方法に関するモデルを構築して実地に検証し、第2次でその普及を図り、第3次でその自立的な展開を促す、という流れになっている¹³⁵。

《教育分野における草の根・人間の安全保障無償資金協力》

「開発の三角地帯」に属するカンボジア領域に対する教育分野での支援としては、すでに前稿Eに見たとおり、日本ASEAN統合基金（JAIF）を通じて、ラタナキリ州における在職教員研修用宿舎〔の建設〕や、「三角地帯」における環境教育ネットワーク〔の整備〕、東北3州における学校補修といった案件が約束された¹³⁶。さらに、2008年度以降に、草の根・人間の安全保障無償資金協力のスキームを通じて、以下の事案が合意されている。

2008年度

*クラチェ州地域参加型小学校校舎修繕・増築計画

G/C 締結日：2008年8月20日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：女子と子供の権利開発（ローカルNGO）

供与額（円）：6,395,913¹³⁷

2012年度

*ストゥントレン地方教員養成校整備計画

G/C 締結日：2013年2月26日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：ストゥントレン地方教員養成校（教育機関）

供与額（円）：4,268,700¹³⁸

- ・2013年2月26日プノンペンの日本大使館において、本プロジェクトの贈与契約式が実施された。供与限度額は52,700米ドル。同校はストゥントレンのみならずラタナキリおよびモンドルキリを加えた東北3州において小学校教員を志望する学生に、2年間の養成プログラムを提供してい

¹³⁴ JICA「草の根パートナー型平成24年度第1回採択内定案件：カンボジア小学校体育科教育・自立的普及に向けた人材育成及び体制構築のための事業」（http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/partner/cam_18.html）。その他の対象地域は、バットアンバン、スヴァイリエン、シエムリアップ、シアヌークビル、バンテアイミンチェイ、コンボンチュナン、コンポントム、プレアビヒア、カンボット、コッコン、プレイベン、タケオの各州である。事業費概算額は49,998千円。

¹³⁵ 注132～134に示したJICA各資料。なお、特定非営利活動法人ハート・オブ・ゴールドは1998年に発足、2001年に岡山県から、2012年に岡山市からNPO法人認定を受けている。「スポーツを通じて国境、人種、ハンディキャップを超えて希望と勇気の共有を実現」することを理念として、スポーツを通じた開発、自立支援事業、国際理解（ESD）・交流事業を活動の3本の柱としている。Hearts of Gold「ハート・オブ・ゴールドについて」（<http://www.hofg.org/>；2015年8月10日検索）前稿E、13頁。

¹³⁶ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成20年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf）。

¹³⁷ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成24年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h24/gcck_e_asia.html）。

る。しかし、理科授業の専用設備がなく不便、かつ安全性に欠ける。本事業で理科実験棟を新設する。大使館を代表して署名に臨んだ黒宮貴義参事官は、2008～2012年にJICAによって実施された理科教育改善プロジェクト¹³⁹との相乗効果が期待できると述べた。セウイ・ヴォンズィー校長は、学生たちが理科教授法を効果的に習得できるよう、最善を尽くすと謝意を述べた¹⁴⁰。

2013年度

*クラチェ州教員養成校整備計画

G/C 締結日：2014年3月26日

分野：教育研究

被供与団体（団体の性格）：クラチェ州教員養成校（地方公共団体）

供与額（円）：9,899,532¹⁴¹

4.3 医療・保健分野

《国立、市及び州病院医療器材整備計画》（無償資金協力）

日本政府は、2009年の日本・メコン「行動計画63」の5.1項で「メコン地域諸国がミレニアム開発目標を達成できるよう引き続き支援する」、5.2項で「貧困地域における病院建設のための支援やメコン地域における保健システムを強化する医学的知見の普及を引き続き行う」、5.8項の(2)で「国境を越えた懸念事項への対処（急速に拡大する感染症対策の能力強化等）」と約束しており（本号94頁参照）、CLMV諸国に対する医療・保健分野での支援を重視する姿勢を示している。

外務省が公表している「日本のODAプロジェクト」の対カンボジア無償資金協力案件概要の一覧には、2011年度の欄に「国立、市及び州病院医療器材整備計画」が記載されている。16州に所在する計21病院に対して、「基礎的医療サービスに必要な機材及び設備」の調達資金を供与するものであるが、対象病院の中にストゥントレン、クラチェの州立病院が含まれている¹⁴²。

JICAの関連資料によれば、交換公文への署名は2012年3月20日、事業の実施期間は2012年4月～2013年5月（計14か月、詳細設計、入札期間を含む）、総事業費は3.73億円、うち日本側3.73億円、カンボジア側0.00093億円である。より具体的に、提供する機材類は一般X線撮影装置14台、患者監視装置39台、超音波検査装置16台であり、それとともに「機材に係るメンテナンス及び初

¹³⁹ カンボジアに対する技術協力「理科教育改善計画プロジェクト」は、2008年9月から2012年8月までの4年間にわたって実施された（協力金額は終了時評価時点で4.2億円）。JICA「[終了時] 評価調査結果要約表：カンボジア王国理科教育改善計画プロジェクト（フェーズ2）」（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0601297_3_s.pdf）。ただし、JICAカンボジア事務所「事前評価：理科教育改善計画プロジェクト Science Teacher Education Project (STEPSAM 2)」2008年4月1日（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_0601297_1_s.pdf）によれば、「裨益対象者及び規模」は、「カンボジアのRTTC [地方教員養成校] 理科教官約50名、PTTC [州教員養成校] 理科教官約40名、パイロット州前期中等教育学校（リソース校）における理科現職教員（バタンバン州455名、プレイベン州355名）」となっており、「開発の三角地帯」に属するカンボジア東北諸州に焦点を置く事業ではない。

¹⁴⁰ 在カンボジア日本大使館「平成24年度草の根・人間の安全保障無償資金協力署名式典」（<http://www.kh.emb-japan.go.jp/pressrelease/2013/2/20130226.1-j.pdf>）。

¹⁴¹ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成25年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/gc_m25_region_open.html）。

¹⁴² 外務省「日本のODAプロジェクト カンボジア無償資金協力案件概要」2015年6月8日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/cambodia/contents_01.html#m012306）。

期故障への対応に係る研修」および「上述の機材の使用に係る臨床研修」を実施する¹⁴³。

本案件は「開発の三角地帯」を対象を絞ったものではなく、全国的規模で実施されたものである。ストゥントレンとクラチェの各病院に、具体的にどのような機材が提供されたのかは、管見の限り確認できない。

《モンドルキリ州住民に対する口腔保健活動の普及・定着》(草の根技協(パートナー型))

2009年度の草の根技協(パートナー型)採択内定案件リストに、「カンボジア王国モンドルキリ州住民に対する口腔保健活動の普及・定着」が記載されている。実施合意の署名日は2010年11月30日、協力期間は2010年12月から2013年11月までの3か年、事業費は49,934千円である¹⁴⁴。

JICAの関連資料によれば、事業の背景は次のとおりである。

モンドルキリ州は、カンボジア東北部の山岳地帯に位置し、最も開発が遅れた州で、社会基盤は極めて脆弱である。同州の住民は、放置されたう蝕歯、深刻な歯周病、口腔腫瘍、摂食障害による栄養不良などの口腔保健上の問題を抱えるとともに、その多くが下痢・マラリア・チフス等の一般的感染症に罹患している。このような状況を改善するためには、1. 限られた人的・経済的資源を有効に活用した保健活動を効果的に実施する体制の整備、2. 対象とする住民、児童などへの口腔保健サービスの効率化等を早急に図っていく必要がある¹⁴⁵。

日本の特別非営利活動法人・歯科医学教育国際支援機構(OISDE)が事業を統括し、モンドルキリ州保健局、同教育局と協働しつつ、カンボジアのヘルス・サイエンス大学の協力を得て、対象地域の保健センターや小学校で、住民ならびに児童を対象とする口腔保健活動を展開する¹⁴⁶。

OISDEの「業務完了報告書」によれば、2度のワークショップを通じて州レベルのアクションプランが作成され、それに基づく歯科・口腔保健推進活動が実施された。具体的にはセンモノロム郡およびオーリャン郡の保健センターや小学校(16校)で啓蒙・教育活動が展開された¹⁴⁷。

《クラチェ州における保健医療サービス向上事業》(日本NGO連携無償資金協力)

同じ時期に、日本NGO連携無償資金協力のスキームで、「カンボジア国クラチェ州における保健

¹⁴³ 外務省「カンボジアに対する無償資金協力『国立、市及び州病院医療機材整備計画』及び『ノン・プロジェクト無償資金協力』に関する交換公文への署名」2012年3月20日(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/3/0320_01.htm)；JICA「プロジェクト情報：カンボジア国立、市及び州病院医療機材整備計画(無償資金協力) the Project for Improvement of Medical Equipment in National, Municipal and Provincial Referral Hospitals」(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VIEWALL/E31E1A5E07E08051492579EA00204B08?OpenDocument>)；JICA東南アジア第四課「事業事前評価表：カンボジア王国国立・市及び州病院医療機材整備計画」(http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1161510_1_s.pdf)。

¹⁴⁴ JICA「草の根パートナー型平成21年度第2回採択内定案件：カンボジア王国モンドルキリ州住民に対する口腔保健活動の普及・定着」(http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/partner/cam_14.html)。

¹⁴⁵ 同上資料；およびJICA(国内事業部(地球ひろば))「プロジェクト基本情報：カンボジア王国モンドルキリ州住民に対する口腔保健活動の普及・定着(Popularization and Penetration of Oral Health Promotion in Mondliri Province, Kingdom of Cambodia)」更新日2014/01/09(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/0/23e46c1acd1eda5b492577540079ed43?OpenDocument>)。

¹⁴⁶ 前々注および前注に示したJICA資料。

¹⁴⁷ 歯科医学教育国際支援機構(OISDE)「業務完了報告書(最終年次)：カンボジア王国モンドルキリ州住民に対する口腔保健活動の普及・定着」(http://www.oisdeinternation.sakura.ne.jp/oisdeinternation/OISDE_Japanese_files/2OISDE%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%8C%E4%BA%86%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8%E3%80%80%E6%8F%90%E5%87%BA%E7%94%A8.pdf)。

医療サービス向上事業」が実施されている。実施団体は公益財団法人・国際開発救援財団（FIDR）、G/C（贈与契約）締結日は2009年11月26日、締結額は16,498,437円である¹⁴⁸。

実施団体が作成した「事業完了報告書」によれば、事業の期間は2009年11月26日から2010年11月25日までの1年間、実際の事業精算額は151,945.73米ドル、契約額（供与限度額）よりも8,233.27米ドル減であった。対象地域に太陽光発電システムを備えた保健センターを建設して、センタースタッフの研修を実施し、さらにモーターバイクを配備して遠隔村落の妊産婦たちに対する巡回サービスを充実させた。事業の成果として、①母子保健サービスの向上、②保健センタースタッフの知識・診療サービスの向上、③ヘルスポランティア、伝統助産師、保健センタースタッフ間のネットワークの構築の3点において、いずれも高い達成度が認められたとしている¹⁴⁹。

《医療・保健分野における草の根・人間の安全保障無償資金協力》

「開発の三角地帯」に属するカンボジア領域に対する医療・保健分野での支援としては、すでに前稿Dで言及したとおり、草の根・人間の安全保障無償のスキームで2006年度にラタナキリ州保健所出張所建設計画が実施されている¹⁵⁰。さらに、2008年度以降に、草の根・人間の安全保障無償のスキームを通じて、以下の事案が合意されている。

2008年度

*クラチェ州立病院整備計画

G/C 締結日：2008年12月11日

分野：医療保険

被供与団体（団体の性格）：カンボジア医療サービス支援会（ローカル NGO）

供与額（円）：9,023,163¹⁵¹

2010年度

*ラタナキリ州立病院整備計画

G/C 締結日：2011年3月22日

分野：医療保健

被供与団体（団体の性格）：カンボジア医療サービス支援会（ローカル NGO）

供与額（円）：7,959,356¹⁵²

*ストゥントレン州看護師・助産師養成校学生寮整備計画

G/C 締結日：2011年3月22日

分野：医療保健

¹⁴⁸ 外務省「日本 NGO 連携無償資金協力 地域・国名別平成 21 年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/ngo_m21_ck.html）。

¹⁴⁹ 国際開発救援財団「平成 22 年度日本 NGO 連携無償資金協力事業完了報告書：カンボジア国クラチェ州における保健医療サービス向上事業」2011 年 2 月（http://www.fidr.or.jp/about/img/report/ngo_04.pdf），3 頁。

¹⁵⁰ 前稿 D，226 頁。

¹⁵¹ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 20 年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf）。

¹⁵² 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 22 年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h22/gcck_a1.html）。

被供与団体（団体の性格）：ストゥントレン州看護師・助産師養成校（教育機関）

供与額（円）：9,244,242¹⁵³

- ・2012年2月2日ストゥントレン州都において学生寮の完成式典が開催され、約650名が出席した。学校敷地内に女子学生寮1棟（2階建10室、希望者に居室を無料で提供）およびトイレ（12室）を建設した。学生寮の完成により、ストゥントレンに隣接するラタナキリやモンドルキリの各州からの入校者に対する利便性が増大し、東北地域における保健分野の人材育成に貢献する。式典に出席した黒木雅文大使は、同校が東北5州の保健サービスに従事する看護師・助産師の教育において不可欠な役割を担っており、今回の支援が同地域住民に対する保健サービスの改善に貢献することを期待する旨述べた。チョー・ジンシム保健省長官は、本事業が同校のためだけでなく地域全体に裨益するものであることを強調、地震・津波被害にもかかわらず日本が支援を続けてきていることに対して、「カンボジア人はそれを忘れることはない」と謝意を述べた。式典にはストゥントレン州知事なども参加した¹⁵⁴。

2012年度

*ラタナキリ州ポケオ郡リファレル病院整備計画

G/C 締結日：2012年12月20日

分野：医療保健

被供与団体（団体の性格）：カンボジア医療サービス支援会（ローカルNGO）

供与額（円）：8,124,138¹⁵⁵

- ・2012年12月20日プノンペンの日本大使館で、本プロジェクトの贈与契約署名式典が、黒木雅文大使と医療サービス支援会代表の間で実施された。供与限度額は100,298ドル。首都プノンペンから最も遠隔にあるラタナキリ州のポケオ郡リファレル病院に、病棟1棟を建設し、あわせて医療機材を整備する。同病院の管轄区域であるポケオ、オヤダウ、アンドンミア3郡の住民（人口約5万人）は、郡レベルの保健所で対応できない場合、州都のラタナキリ州立病院に赴く必要があったが、本事業が完成すれば、地元の病院で治療を受け、入院できるようになる¹⁵⁶。

2014年度

*クラチェ州ソンボー郡コンボンチャム保健センター建設計画

G/C 締結日：2015年3月20日

分野：保健

被供与団体（団体の性格）：クラチェ州保健局（地方公共団体）

供与額（円）：8,697,408¹⁵⁷

¹⁵³ 同上資料。

¹⁵⁴ 在カンボジア日本大使館「ストゥントレン州看護師・助産師養成校学生寮完成式典の開催」(<http://www.kh.emb-japan.go.jp/pressrelease/2012/2/20120202-j.pdf>)。

¹⁵⁵ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成24年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h24/gcck_e_asia.html)。

¹⁵⁶ 在カンボジア日本大使館「平成24年度草の根・人間の安全保障無償資金協力署名式典」(<http://www.kh.emb-japan.go.jp/pressrelease/2012/12/20121220-j.pdf>)。

¹⁵⁷ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 平成26年度 地域・国別」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/page23_000320.html)。

- ・2015年3月20日にプノンペンの日本大使館で、本件を含む草の根・人間の安全無償資金協力2案件の署名式典が、隈丸優次大使と2組織代表の間で実施された。本件の供与限度額は89,644米ドルである。ソンポー郡コンボンチャム・コミュニティ（人口約1万人）に保健センターを新設する。チュニアン・ソーブッタ州保健局長は、本事業の完成によって、住民の保健サービスへのアクセス改善を目指すとの抱負を述べた¹⁵⁸。

4.4 地雷除去など

《地雷除去活動機材整備計画》（無償資金協力）

日本政府は2009年の「行動計画63」の5.6項で「CLV 諸国及びその国境地帯における地雷除去への支援を強化するプロジェクトをはじめ、地雷やクラスター爆弾を含む不発弾処理活動を引き続き積極的に支援する」（本号94頁参照）、2013年12月の「改訂版・東京戦略2012行動計画」で「ラオス、カンボジアの地雷・不発弾除去のための支援や能力向上支援を実施する」（本号101頁参照）と約束している。

日本政府は実際に、カンボジア全土で活動する政府機関カンボジア地雷対策センター（CMAC）に対して、1999年度から継続的に一般無償資金協力「地雷除去活動機材整備計画」を実施してきた（E/Nは交換公文の略称）。

- 第1次（1999年3月E/N締結） 4.7億円
- 第2次（2000年5月E/N締結） 3.3億円
- 第3次（2002年6月E/N締結） 7.98億円
- 第4次（2004年8月E/N締結） 17.61億円
- 第5次（2009年3月E/N締結） 5.48億円
- 第6次（2011年3月E/N締結） 12.98億円
- 第7次（2015年度）金額など詳細不明¹⁵⁹

CMACはプノンペンに本部、全国の6主要都市に支部を設置している。そのうちの第5支部（拠点コンボンチャム）が、「開発の三角地帯」を含めてカンボジア東部各州の活動を統括している¹⁶⁰。以上の一連の無償資金協力事業によって第5支部に提供された機材類が、「開発の三角地帯」に属するカンボジア東北各州での地雷除去作業にも役立っているものと判断される。

日本政府はまた、紛争予防・平和構築無償資金協力としてカンボジアに対する「地雷除去活動強化計画」を実施してきた。

- 第1次（2009年度） 10.98億円

¹⁵⁸ 在カンボジア日本大使館「平成26年度草の根・人間の安全無償資金協力署名式典」（<http://www.kh.emb-japan.go.jp/press-release/2015/3/20150320-j.pdf>）。

¹⁵⁹ 参議院「第11回参議院政府開発援助（ODA）調査—派遣報告書」2014年11月（http://www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai_kankei/oda_chousa/h26/pdf/oda11-all.pdf）、201-202頁；JICA「CMACに対する日本の協力」（<http://www.jica.go.jp/project/cambodia/0701732/outline/cmhc.html>）；JICA「無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価調査カンボジア第三次地雷除去機材整備計画」（http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_0202200_4_f.pdf）；JICA・（株）アンジェロセック「カンボジア国第六次地雷除去機材整備計画準備調査報告書（簡易製本版）」2011年3月（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12030813.pdf>）などを参照。

¹⁶⁰ 前稿E, 24頁。

第2次（2013年度） 8.98億円¹⁶¹

ちなみに、2015年8月採択の「新東京戦略2015行動計画」は、4.1項で「日本とカンボジアは」「第2次地雷除去活動強化計画」について「着実に実施していく」ことを確認している。ただし、以上の2次にわたる計画は、双方ともカンボジア西部の（タイと国境を接する）バットンバン州における事業であって、「開発の三角地帯」を対象とするものではない¹⁶²。

《武器回収・農村開発事業》（草の根技協（パートナー型））

「開発の三角地帯」に属するカンボジア領域を対象とする地雷・不発弾処理に係る事業として、前稿Eでも指摘したとおり、2006年度以降、日本ASEAN統合基金（JAIF）を通じての支援が実施されている¹⁶³。

さらに、地雷・不発弾処理とは内容を異にするが、やはり平和構築や民生安定に係る事業として、草の根技協（パートナー型）「武器回収・農村開発事業」が、2004年8月から2006年5月までの1年10か月にわたって実施された（実施合意署名日は2004年7月22日）。対象地域は、コンポンチュナン州ロリアビア郡とクラチェ州クラチェ郡の2郡合計28コミューン209村である。クラチェ州がCLV「開発の三角地帯」に属する。

日本側の実施団体は特定非営利活動法人・日本紛争予防センター（JCCP）、事業費は第1年次契約金額20,267千円（精算金額19,745千円）、第2年次契約金額26,648千円であった。事業の内容は、対象地域に出張所2か所を開設し、それぞれ4名の日本人専門家が常駐して、「ワークショップ、キャンペーン、開発支援を草の根レベルで実施」、また武器回収後の開発支援は、「地方自治体、現地建設会社、関係NGO等と協力し、実施する」というものであった¹⁶⁴。

¹⁶¹ 前々注に示した参議院資料。

¹⁶² 外務省「日本のODAプロジェクト カンボジア無償資金協力 案件概要」2015年6月8日所収の該当案件に添付された活動予定地域地図（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/cambodia/pdfs/091125_1_01.pdf；およびhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/gaiyou/odaproject/asia/cambodia/pdfs/131030_1.pdf）；外務省「カンボジアに対する紛争予防・平和構築無償資金協力「第二次地雷除去活動強化計画」に関する交換公文の署名」2013平成25年10月30日（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000217.html）。ちなみに、カンボジアにおいて地雷除去の支援活動で一貫して中心的な役割を果たしてきた認定特定非営利活動法人・日本地雷処理を支援する会（JMAS）は、その活動実績について、以下のように記している（要約）。——2002年7月からカンボジアのプレイベーン州で不発弾処理活動を開始した後、2004年5月にはスパイリエン、カンダール2州へ、さらに2006年8月にはコンブンスプー、コンボンチャムの2州へとその活動範囲を拡大した。またその間に、2006年5月からはバットンバン州で地雷処理活動を開始した。そして、2012年9月には、「カンボジアCBD事業 [引用者注：住民参加型地雷処理事業] は終了し、IMC [引用者注：International Mine Clearanceの略称だと思われるが詳細不明] に統合されました」（http://jmas-ngo.jp/ja/?page_id=4264）。JMASによる以上の活動の全てが日本政府による2国間援助のスキームで実施されたわけではないと思われるが、いずれにせよ同会による地雷・不発弾事業の対象地域には、「開発の三角地帯」に属するカンボジア東北各州は含まれていない。

¹⁶³ 前稿E、23-25頁。

¹⁶⁴ JICA「草の根パートナー型平成14年度採択内定案件：カンボジア武器回収・農村開発事業」（http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/partner/cam_05.html）；JICA（国内事業部（地球ひろば））「プロジェクト基本情報：カンボジア武器回収・農村開発事業（草の根技協（パートナー型））」更新日2015/06/26（<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/0/abc1378667086b55492575d100354624?OpenDocument>）。なお、JCCP（特定非営利活動法人・日本紛争予防センター）「武器回収と農村開発プロジェクト」（<http://www.jccp.gr.jp/Project/overseaprojects/Cambodia/weaponcollection.html>）によれば、JCCPは2002年から2005年にかけてカンボジアの14州計41地区でプロジェクトを展開、1040のコミュニティにおいて1255回にわたって啓発キャンペーンを実施し、結果的に「2565丁の武器と3190組の弾薬が自主的に提出され」た。さらに、プロジェクト終了の2005年12月までに「6つの貯水池、39の丸井戸、101のポンプ式井戸、トイレ施設3か所、窯3つ、水門5つ、学校2校を建設」した。以上の記述から判断すると、JCCPはJICAからの資金を得る以前からカンボジアで関連事業を展開しており、かつその対象地域もコンボンチュナン州ロリアビア郡とクラチェ州クラチェ郡の2郡に限定されたものではなかったこととなる。

4.5 その他の分野における草の根・人間の安全保障無償資金協力

《交通インフラ分野》

2010年度

*ラタナキリ州バンルン郡橋梁建設計画

G/C 締結日：2011年2月2日

分野：通信運輸

被供与団体（団体の性格）：ラタナキリ州公共事業運輸局（地方公共団体）

供与額（円）：6,157,376¹⁶⁵

*ラタナキリ州アンドンミエ郡橋梁建設計画

G/C 締結日：2011年2月2日

分野：通信運輸

被供与団体（団体の性格）：ラタナキリ州公共事業運輸局（地方公共団体）

供与額（円）：9,138,304¹⁶⁶

*ストゥントゥレン州タラバリバ郡オースバイ船着場整備計画

G/C 締結日：2011年3月17日

分野：通信運輸

被供与団体（団体の性格）：ストゥントゥレン州タラバリバ郡オースバイ村評議会（地方公共団体）

供与額（円）：9,849,790¹⁶⁷

- ・2012年2月1日、ストゥントゥレン州タラバリバ郡オースバイ村において、オンロン・モロコット船着場の完成式典が開催された。老朽化した木造の船着場に代えて、コンクリート製の船着場が新築された。これにより、オースバイを含む近隣3村の住民がメコン河を安全に往来できる。観光客の増大も期待され、地域全体の活性化に貢献する。式典に出席した黒木雅文大使は、新たな船着き場が、子供たちを学校に、病人を保健センターに、物資を市場に結びつけるものであり、「オースバイ村の住民の社会経済開発を促進する」との期待を述べた。同席したトラム・イウテック公共事業運輸大臣やロイ・ソパート・ストゥントゥレン州知事は、津波被害の残る日本からの支援に深い感謝を表明した。式典にはオースバイ村長や地元住民約350名が出席¹⁶⁸。

《農業分野》

2010年度

*モンドルキリ州スレプレア灌漑施設改修計画

G/C 締結日：2011年2月25日

分野：農林水産

¹⁶⁵ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成22年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h22/gcck_a1.html)。

¹⁶⁶ 同上。

¹⁶⁷ 同上。

¹⁶⁸ 在カンボジア日本大使館「ストゥントゥレン州タラバリバ郡オースバイ村オンロン・モロコット船着場完成式典の開催」(<http://www.kh.emb-japan.go.jp/pressrelease/2012/2/20120201-j.pdf>)。

被供与団体（団体の性格）：モンドルキリ州水資源気象局（地方公共団体）

供与額（円）：8,843,238¹⁶⁹

＊クラチェ州クバルチュウ灌漑施設改修計画

G/C 締結日：2011 年 3 月 17 日

分野：農林水産

被供与団体（団体の性格）：クラチェ州水資源気象局（地方公共団体）

供与額（円）：7,785,080¹⁷⁰

2012 年度

＊クラチェ州ソンボー郡における農村開発計画

G/C 締結日：2013 年 3 月 27 日

分野：農林水産

被供与団体（団体の性格）：カンボジア農村開発チーム（ローカル NGO）

供与額（円）：7,380,801¹⁷¹

- ・2014 年 2 月 25 日にクラチェ州ソンボー郡にて施設の完成式が開催され、日本大使館からは鶴沢和弘二等書記官、カンボジア側からはフー・シーエム・クラチェ州副知事、そして関係村の住民など約 400 名が参列。事業の対象地点はカワイルカ保護区域 2 か所に隣接し、刺し網漁業が規制されている。本プロジェクトは、簡易浄水施設、および農業用水の小規模灌漑システムを建設し、さらに農業トレーニングを実施することを通じて、住民の水へのアクセス確保と農業技術の向上を目指すものである。鶴沢書記官は、「本計画によりイルカ保護区で生活する人々が漁業に依存せず農業による生活手段が確立される」ことに期待を表明した¹⁷²。

なお、草の根・人間の安全保障無償資金協力スキームではないが、以上のプロジェクトとも関連する事業として、「日本の見返り資金」を活用する「メコンカワゴンドウ保護活動改善計画」が実施されている。クラチェおよびストゥントレンの州域に跨るメコン川 200 km に生息するメコンカワゴンドウ（通称はカワイルカ）の保護活動で中心的な役割を担っている「メコンカワゴンドウエコツアーリズム保護開発委員会」（略称：カワイルカ保護委員会）に対して、保護監視員が活動するために必要な船外機付きボート、トランシーバーなどの機材を提供する。カワイルカは、かつてメコン河、トンレサップ湖を含めてカンボジア国内に多数分布していたが、潤滑油採取のための大量捕獲やクメールルージュ時代の混乱などによって、生息域が大幅に縮小した。さらに、カワイルカ保護区域内でも、刺し網による違法操業などにより、現在では個体数が 100 頭台にまで減少している。

同プロジェクトの引渡し式典は、2012 年 7 月 20 日にクラチェ州カンピ地区で実施された。日本大使館からは樋口義広公使、申請団体からはトーイ・センタナ・カワイルカ保護委員会委員長、さらに

¹⁶⁹ 注 165 に示した外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 22 年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h22/gcck_a1.html）。

¹⁷⁰ 同上。

¹⁷¹ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 24 年度」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h24/gcck_e_asia.htm）。

¹⁷² 在カンボジア日本大使館「草の根・人間の安全保障無償資金協力・クラチェ州ソンボー郡における農村開発計画完成式典開催」（<http://www.kh.emb-japan.go.jp/pressrelease/2014/2/20140225.1-j.pdf>）。

クラチェ州のトゥック・メイン・ヒーヤン副知事や，約 200 名の地元住民および保護監視員が参加した。式典で樋口公使は，「本プロジェクトにより，クラチェ州及びストゥントレン州のカワイルカ保護区域におけるイルカ保護監視体制が強化され，刺網等の違法漁具の使用が規制されるとともに，絶滅に瀕しているカワイルカ個体群の維持・回復が期待される。また，カワイルカは観光資源としても高い可能性があり，保護活動を通じて地域経済に寄与することも期待される」と述べた¹⁷³。

《民生環境分野》

2008 年度

*ラタナキリ州バンルン地区排水設備整備計画

G/C 締結日：2009 年月日平成 21 年 2 月 11 日

分野：民生環境

被供与団体（団体の性格）：ラタナキリ州公共事業運輸局（地方公共団体）

供与額（円）：8,983,500¹⁷⁴

[以下次号に続く]

5. 「開発の三角地帯」に属するラオス領域を対象とする日本政府の支援
おわりに

¹⁷³ 在カンボジア日本大使館「クラチェ州及びストゥントレン州『メコンコカワゴンドウ保護活動改善計画』引渡式典の開催」(<http://www.kh.emb-japan.go.jp/pressrelease/2012/7/20120720-j.pdf>)。

¹⁷⁴ 外務省「草の根・人間の安全保障無償資金協力 地域・国別 平成 20 年度」(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h20/pdfs/gcck_a1.pdf)。